

令和6年12月 第4回佐々町議会定例会 会議録（1日目）

1. 招集年月日 令和6年12月3日（火曜日） 午前10時00分

2. 場 所 佐々町役場 3階 議場

3. 開 議 令和6年12月3日（火曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	平 田 康 範 君	2	川 副 剛 君	3	横 田 博 茂 君
4	永 田 勝 美 君	5	長 谷 川 忠 君	6	阿 部 豊 君
7	永 安 文 男 君	8	橋 本 義 雄 君	9	須 藤 敏 規 君
10	淡 田 邦 夫 君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古 庄 剛 君	副 町 長	中 村 義 治 君	総 務 理 事	大 平 弘 明 君
事 業 理 事 兼 庁 舎 建 設 室 長	今 道 晋 次 君	総 務 課 長	落 合 健 治 君	税 財 政 課 長	藤 永 大 治 君
住 民 福 祉 課 長	松 本 典 子 君	保 険 環 境 課 長	宮 原 良 之 君	多 世 代 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	松 尾 直 美 君
企 画 商 工 課 長	中 道 隆 介 君	農 林 水 産 課 長	金 子 剛 君	水 道 課 長	安 達 伸 男 君
会 計 管 理 者	藤 永 尊 生 君	教 育 次 長	井 手 守 道 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	作 永 善 則 君
建 設 課 長 補 佐	上 村 正 義 君				

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議 会 事 務 局 長	荒 木 洋 介 君	議 会 事 務 局 書 記	山 下 愛 君

8. 本日の会議に付した案件

開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

1 議長出席会議報告

- (1) 東彼杵道路建設促進期成会 要望活動（国土交通省）
- (2) 長崎県町村議会議長会 県選出国會議員への陳情
- (3) 第68回 町村議会議長全国大会
- (4) 西九州自動車道建設促進大会（東京大会）及び要望活動

2 議員派遣結果

- (1) 長崎県町村議会議長会主催 議会広報研修会
- (2) 伊万里・平戸・松浦・佐世保市議会・佐々町議会 西九州自動車道建設促進協議会 要望活動（国土交通省 九州地方整備局）
- (3) 先進地視察研修（富山県 小矢部市、石川県 かほく市）

日程第4 行政報告

- (1) 令和6年度 第2回西九州させぼ広域都市圏協議会について
- (2) 令和6年度 全国町村長大会について
- (3) 新庁舎供用開始の日程について

日程第5 広域連合議会議員報告

- (1) 長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員研修会

日程第6 委員会報告

1 総務厚生委員会

- (1) 所管事務調査
 - ① 条例等について
 - ② その他緊急を要する事案について

2 産業建設文教委員会

- (1) 所管事務調査
 - ① その他緊急を要する事案について

日程第7 一般質問

- (1) 9番 須藤 敏規 議員（一問一答）
- (2) 4番 永田 勝美 議員（一問一答）
- (3) 3番 横田 博茂 議員（一問一答）

9. 審議の経過

（10時00分 開会）

— 開会 —

議長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

ただいまから、令和6年12月第4回佐々町議会定例会を開会します。

開会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

皆様、おはようございます。

本日、令和6年12月佐々町議会第4回の定例会を招集いたしましたところ、皆様方には大変お忙しい中に全員出席をしていただきまして、誠にありがとうございます。

11月とは思えないような季節外れの暑さが続いておりましたが、強い寒気の影響で急に冷え込むようになりまして、寒暖の差が大きく、体調管理には十分御留意をいただき、健康保持に努めていただきたいと思っております。

県内では、インフルエンザ流行時期の目安とされています1.00を上回ったことから、流行期に入ったと発表をされておりまして、例年、これから徐々に感染者の数が増え始めますとともに、場面に応じたマスクの着用とか手洗い、換気の悪い場所や混雑した場所を避けながら、インフルエンザを広げないためにも、せきエチケット等、基本的な感染防止対策を心がけていただければと考えているところでございます。

皆様方の御理解をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

また、11月30日に「スポGOMI in NAGASAKI 佐々町大会」が開催されまして、町内外からたくさんの皆様が御参加をいただき、初めて開催をしていただきました。

このスポGOMIは、環境美化に取り組みながらスポーツのエッセンスを取り入れ、社会奉仕活動を競技へ発展させた、日本発祥の新しいスポーツイベントでございます。

子どもたちから大人まで、性別・年齢を問わずに誰もが参加することができ、御家族や仲間と会話や景観を楽しみながら、社会貢献もできる実に素晴らしい取組だと思っており、環境に対する意識が高まり、持続可能な社会実現のためにも、取組が更に広がることを期待しているところでございます。

さて、議案につきましては8件を提案しておりますので、皆様方には御理解をいただき、御承認をいただきますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

本日の出席議員は全員出席です。

これより本日の会議を開きます。

今回から原則ペーパーレスとなります。進行において、タブレットの議案検索などで少し時間をとることもありますが、御理解をいただきたいと思います。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、9番、須藤敏規君、1番、平田康範君を指名します。

— 日程第2 会期の決定 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第2、会期の決定を行います。

12月本定例会の会期については、さきにお配りいたしました日程表のとおり、12月3日、本日から12月5日までの3日間にしたいと思います。

日程の内容については、順を追って説明を行います。

12月3日、本会議の1日目は、まず、諸般の報告を行います。

1番目に、議長出席会議報告4件、2番目に、議員派遣結果3件の報告を、私から行います。

次に、行政報告ですが、3件の報告を町長からお願いいたします。

次に、広域連合議会議員報告ですが、1件の報告を永田議員からお願いいたします。

次に、委員会報告です。1番目に総務厚生委員会所管事務調査、2番目に産業建設文教委員会所管事務調査の報告を、それぞれ委員長からお願いいたします。

次に、一般質問ですが、タブレットの質問通告一覧表データのとおり、5名のうち3名の方の質問です。

1日目は、一般質問終了後、散会となります。

12月4日、本会議の2日目です。

3日に引き続き、一般質問です。タブレットの質問通告一覧表データのとおり、5名のうち2名の方の質問です。

次に、議案審議です。議案第75号の1議案です。

審議終了後、散会となります。

12月5日、本会議の3日目です。

4日に引き続き、議案審議です。議案第76号から議案第82号までの7議案です。上程順位については、議案番号順の上程を予定しています。

次に、発議第6号の1件です。

次に、閉会中の委員会継続調査を予定しています。その後、閉会の予定です。

なお、日程については、議事の進行により時間の延長もあろうかと思いますが、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

以上のような手順で進めたいと思います。本会議は12月3日、4日、5日です。

お諮りします。本定例会の会期は、12月3日、本日から12月5日の3日間で決定することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、12月3日、本日から12月5日の3日間に決定いたしました。

日程表に従って議事を進めていきます。

— 日程第3 諸般の報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第3、諸般の報告に入ります。

まず、議長出席会議報告の4件を私のほうから行います。タブレットのデータは、諸般の報告です。ようございますでしょうか。

では、進めさせていただきます。

議長出席会議報告。

1番目は、タブレット資料の2ページから4ページです。

東彼杵道路建設促進期成会要望活動（国土交通省）です。令和6年10月7日、長崎河川国道事務所及び九州地方整備局にて、期成会会員市町首長・議長参加の下、それぞれ長崎河川国道事務所長、九州地方整備局長に要望を行っております。

2番目は、タブレット資料の5ページから6ページです。

長崎県町村議会議長会県選出国会議員への陳情です。令和6年11月13日に、衆議院第2議員会館において、県内8町議会の議長と合同で、資料の6ページの各町から提出された12項目の陳情を行いました。

3番目に、タブレット資料の7ページから11ページです。

第68回町村議会議長会全国大会が、令和6年11月13日にNHKホールで開催され、全国の町村議会議長が出席をいたしております。

議事として、令和7年度国の予算編成及び施策に関する要望37件、「議員のなり手不足対策」及び議会への多様な人材の参画に関する重点要望、決議が28件。特別決議として、東日本大震災及び令和6年能登半島地震等からの復旧・復興、原子力発電所事故への対応及び防災・減災対策の確立等を求めるもの、少子化対策の推進及び東京一極集中の是正を求めるもの、2件の特別決議がそれぞれ採択をされております。

また、特別講演として「地方創生 成功の鍵」と題しまして、中央大学法科大学院教授の野村修也氏による講演がありました。

4番目は、タブレット資料の12ページから25ページです。

西九州自動車道建設促進大会（東京大会）及び要望活動が、令和6年11月15日、ザ・キャピトルホテル東急において、西九州自動車道建設促進協議会会員、西九州自動車道建設促進期成会会員、長崎県西九州自動車道建設促進期成会会員の参加の下、地元選出国会議員、国土交通省政務官、西日本高速道路株式会社執行役員を来賓にお迎えし、開催されました。

大会では、国土交通省、西日本高速道路株式会社から、それぞれの事業概要について説明を受けました。

また、資料14ページにあります大会決議は、満場一致により承認され、最後に参加者全員で「がんばろう三唱」が行われております。

次に、議員派遣結果を報告します。

タブレットデータは諸般の報告です。ようございますでしょうか。進めます。

1番目は、長崎県町村議会議長会主催 議会広報研修会です。令和6年10月10日、長崎県市町村会館において開催され、議会広報委員3名が出席をいたしております。

2番目は、伊万里・平戸・松浦・佐世保市議会・佐々町議会 西九州自動車道建設促進協議会による要望活動です。令和6年10月23日、福岡市の国土交通省九州地方整備局にて行われ、議長及び産業建設文教委員会の正副委員長が出席をいたしております。

タブレットは次のページをお願いいたします。

3番目は、先進地視察研修です。令和6年11月5日から6日の2日間、富山県小矢部市と石川県のかほく市を視察いたしました。小矢部市では部活動の地域移行について、かほく市では公立保育所の手ぶら登園について、議長及び議員8名で視察を行っております。

なお、今回、能登半島の復興支援も兼ねた視察を目的として実施し、あわせて議員一同から、それぞれの自治体に見舞金をお渡しさせていただきました。

今報告いたしました議長出席会議報告4件、並びに議員派遣結果3件の関係資料は、議員控室に置いておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、日程第3、諸般の報告を終わります。

— 日程第4 行政報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）

次に、日程第4、行政報告に入ります。

3件の報告を町長からお願いいたします。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

それでは、行政報告をさせていただきたいと思います。

まず、報告事項の1番目でございますけど、令和6年度の第2回西九州させば広域都市圏協議会の件でございます。

令和6年度第2回の西九州させば広域都市圏協議会の件についてでございますが、11月18日に平戸文化センターにおきまして、協議会が開催されました。出席者は、5市7町の執行部の代表者、オブザーバーとしまして長崎県の関係者が出席をされております。

今回の議事は、令和7年度新規事業についてとなっております。事務局から「三浦地区みなとまちづくり計画賑わい促進事業」と「学校司書研修の合同開催」の2事業が提案をされております。

三浦地区みなとまちづくり計画賑わい促進事業は、連携事業の「高度な交流拠点の整備の検討」の具体的な事業の第1弾として位置づけるものでありまして、佐世保市が、佐世保港三浦地区において、港湾施設の再編やバンケット機能を有しました宿泊施設の誘致など、施設の再編を実施しておりまして、さらなる賑わい創出や利便性向上を図るため、圏域市町が必要な協力を行うというものでございます。

学校司書の研修の合同開催については、第2期ビジョンのパブリックコメントの際に、住民の方から提出されました意見を反映するもので、佐世保市で実施されている学校司書研修につきまして、圏域市町からも参加できるようにするものでございまして、この2事業に関して、令和7年度の新規事業としまして、今協議会で承認をされたところでございます。

次に、報告事項として、まず、連携事業の認知度向上を目的とした、各市町の広報紙を活用した広報事業について、事務局から説明がありました。

それから、平戸市が進めている、地域に分散された未活用の建物や、空き家・空き店舗を活用し、建物単体ではなく、地域一帯をホテルとして見立てるという「アルベルゴ・ディフーズタウン事業」について、平戸市長から説明を受けました。

その後、平戸市の工場団地内に移動し、食べ残した魚を液体肥料にして、地元の農業に活用する取組の視察を行いました。

以上、協議会の資料につきましては、タブレットに掲載し、また、議員控室にも置かせていただいておりますので、御参照いただければと思っております。

続きまして、報告事項の2でございますけど、令和6年度全国町村長大会についてでございます。

令和6年11月20日に、東京都渋谷区のNHKホールにおいて、令和6年度の全国町村長大会が開催されました。

大会には、全国926の町村長、都道府県町村会が出席し、来賓としまして、青木内閣官房副長官をはじめ、額賀衆議院議長、長浜参議院副議長、村上総務大臣、伊東内閣府地方創生担当大臣、森山自由民主党幹事長、それから、渡部全国町村会議議長会会長や岸田前内閣総理大臣をはじめ、多くの国会議員の皆様など、約1,500名の出席となりました。

初めに、吉田隆行全国町村会会長、広島県の坂町長から、少子高齢化対策や、それから、地方創生の推進により、持続可能な地域社会を目指すとの挨拶がありました。

次に、来賓挨拶としまして、青木内閣官房副長官から、町村長とよく連携して、全ての人に安全安心をもたらす社会を実現し、豊かな日本を再構築するという強い覚悟の下、日本の未来をつくり、守り抜いていくとの挨拶がありました。引き続き来賓の方々の挨拶の後、議事に入りました。

大会議事では、人口減少に歯止めをかけ、少子化対策を更に強化するとともに、地方創生を強力に推進し、東京一極集中の是正と分散型国づくりの実現を図るなど、14件の決議案が採択されました。

また、全国的な防災・減災対策、国土強靱化の推進に関する緊急決議、少子化対策の強化と地方創生の推進に関する特別決議が採択されました。

さらに、各省庁への要望事項としまして、大規模震災、豪雨災害等からの復旧・復興など全国的な防災・減災対策、国土強靱化の強化など35項目が採択されました。これらの事項を実現するための実行運動としまして、地元選出の国会議員や政府要人への適宜有効な方法で行われることとなっております。

また、大会終了後は、長崎県町村会を取りまとめました、県内各町の国への要望事項を、各省庁、県選出国会議員へ提出をいたしました。

大会資料につきましては、タブレット及び議員控室へ置いておりますので、御参照いただければと思っております。

それから、報告事項第3号でございます。新庁舎の供用開始の日程についてでございます。

新庁舎の供用開始に係る日程について、御報告をさせていただきます。

議会の皆様、住民の皆様には、工事遅延によりまして大変御迷惑をかけております新庁舎の建設工事でございますが、さきの9月議会において、令和6年10月4日となっております工期を5か月延長し、令和7年2月28日とする工事請負変更契約締結の議案を承認していただき、工期どおりの完成へ向けて進めているところであります。

この新庁舎の建設工事の状況を踏まえて、新庁舎の供用開始について、令和7年5月7日とすることで進めていきたいと考えておりますので、御報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、供用開始までの流れについて、大まかな説明をさせていただきたいと思っております。

まず、工事については、工期は令和7年2月28日となりますので、それまでに完了検査を行い、引き渡しを受けることにしております。

ここで供用開始に向けての時間が必要とする大きな作業というのは、電算等に係る準備ということになるわけでございます。

まず、工事の完成前ではありますが、光回線の敷設の作業を、工事進捗上、1月中旬頃を予定しておりまして、こちらの作業を1か月半ほど予定しているところでございます。それから、3月初旬にはサーバーを設置し、設定やデータ移行を行います。こちらが2か月間の作業を予定しているところでございます。

こうした大きな作業を進める中で、並行して備品等の設置を行い、最終的にはゴールデンウィーク中の5月3日から6日を使いながら、物品や書類等の引越しや、電算の切替、動作の確認を行いながら、5月7日から業務が円滑に進められるようにということで考えているところでございます。

なお、新庁舎の供用開始前に、新庁舎内覧会としまして、住民の皆様方に、町長室とか議長室とか議場などを見ていただき、写真撮影などをしていただくなどの機会を設けたいと考えておりまして、具体的な日程についてはこれからの調整となりますが、土曜日・日曜日の2日間で、自由に見ていただけるようなことを考えているところでございます。

繰り返しになりますが、新庁舎の供用開始というのは、令和7年5月7日ということで進めてまいりたいと考えていますので、御報告させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で、行政報告を終わりたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

今、行政報告3件がありましたけども、報告に対する質疑を一括で行いたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

2件ほどお尋ねします。

西九州させば広域都市圏の協議会の中で、新規事業として、佐々町が各学校に配置されているのかどうかですね。受講をするのを広域圏でやっていくということでございますけど、各学校に学校司書は配置されているのかどうか、それを1点お尋ねしておきます。

それから、新庁舎の供用開始についてでございますけども、内覧会を供用開始の5月7日までに行うということでございますけども、それは結構なんですけど、いろんなことが想定されますので、安全対策はどうするのか、そこら辺について、どうお考えかということと。

以前、この旧庁舎、今の庁舎の備品類について、向こうで使えるものは使うということで聞いておりますけども、その処分はいつ頃からされるのか。

以上、3点お尋ねいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

庁舎建設室長。

事業理事兼庁舎建設室長（今道 晋次 君）

内覧会に際しての安全対策については、現時点で細かい整理はできておりませんが、今後しっかりと詰めてまいりたいというふうに思います。

それから、旧庁舎、いわゆる現庁舎ですけども、これにつきましては、以前から議会のほうからも譲渡会とか、そういったお話もあっておりますので、そういったところも、これから整理をさせていただきながら、進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

学校司書の人数でございますけれど、会計年度任用職員が1名ございます。3校で1名、1名で3校を受け持っておるということになります。

こちらの広域圏のほうで連携事業で行うものも、この会計年度任用職員の研修会の参加ということで、させていただけるようになっておるということでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

私、学校司書の業務というのがよく理解していませんけども、3校で1名ということは、3校回っておられるのかどうか。どのように、法的に置かなくてはいけないようになっているのかどうか、そこら辺の日常業務についてちょっとお尋ねしておきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

学校のほうですけど、それぞれ、ちょっと曜日ははっきり覚えていないんですけど、3

校に1人が曜日を決めて回っている状況でございます。その中で、図書館の整理、それから児童生徒の図書の貸出し、そういったところで対応しているところでございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9番、いいでしょうか。

9 番（須藤 敏規 君）
あとはいいです。

議 長（淡田 邦夫 君）
ほかに。

（「なし。」の声あり）

ほかに質疑もないようです。行政報告を終わらせていただきます。
以上で、日程第4、行政報告を終わります。

— 日程第5 広域連合議会議員報告 —

議 長（淡田 邦夫 君）
次に、日程第5、広域連合議会議員報告に入ります。
長崎県後期高齢者医療広域連合議会議員研修会について、永田勝美議員から報告をお願いいたします。
4番。

（広域連合議会議員 永田 勝美 君 登壇）

4 番（永田 勝美 君）
広域連合議会議員を担当しております永田でございます。令和6年10月29日に、長崎県後期高齢者医療広域連合議会の議員研修会が行われました。
今回の議員研修会には、出席者は県内の7市7町の連合議員18名が参加をしておられました。日程としましては、事務局から、いわゆる「後期高齢者医療とは」というテーマからですね、「広域連合とは」というテーマから、幾つかのテーマで事業の説明と、それから新規事業についての説明などが行われました。
その後、質疑応答ということでございましたが、とりわけ一番意見が集中しましたのは、マイナ保険証関連の事務取り扱いについて、進捗状況や、あるいはシステム等についての混乱が生じているということで、マイナ保険証の対応についての関連質疑が多数ございました。
その後、事務報告がありまして、閉会ということになりました。
以上でございます。

（広域連合議会議員 永田 勝美 君 降壇）

— 日程第6 委員会報告 —

議長（淡田 邦夫 君）

次に、日程第6、委員会報告に入ります。

まず、総務厚生委員会の所管事務調査の報告を、委員長からお願いいたします。
4番。

（総務厚生委員長 永田 勝美 君 登壇）

総務厚生委員長（永田 勝美 君）

総務厚生委員会の所管事務調査について報告をいたします。

11月14日に開催しました委員会についてです。

所管事務調査では、条例等についてが1件、それから、その他報告が1件ということでございました。

所管事務調査の1として、条例等につきましては職員の給与に関する条例等の一部改正についてということで、人事院の勧告が出されておりました、これに基づく引上げの改定が予定されているということで、詳細な報告がありました。

今後のスケジュールをめぐって、各委員から、臨時国会でもまだ可決されるということになっておりませんので、今後のスケジュールについては、専決処分等について確認がありまして、専決処分については行わないということで、総務副大臣通知で「地方公共団体における職員の給与改定の実施は、国における給与法の改正の措置を待って行うべきであり、国に先行して行うことがないようにすること」ということとあわせて「専決処分によって行うことがないようにすること」と明記をされているということでありまして、そういう趣旨に、通達に沿って専決処分を行わないということで考えています。

さらに、職員の中途退職者が出ていることに関連して、委員から、職員の健康管理、働き方改革、ハラスメント防止などの取組強化を求める意見や、職員組合との協議の状況についての確認がありました。

さらに、若い職員が入職後、間もなく退職する等の事例をめぐって、検証と改善を求める意見があったということも、付言しておきたいと思います。

また、会計年度任用職員の業務の在り方をめぐって、改善を求める意見がありました。

以上、内容について確認をし、各委員へ十分な検討をお願いし、終了しております。

その他緊急を要する事案についてということで、新庁舎建設の状況についての調査を行いました。

新庁舎建設に関する調査特別委員会の廃止に伴い、各委員会が関連事項について調査を行うということで、冒頭、庁舎建設室から工程に基づく説明、工事の見直し、引越し、移転時期、建設費用を含む今後の見通しなどについて報告があり、各委員から説明について様々な角度からの確認・指摘がありました。

詳細は、議事録を御覧いただきたいと思います。現状としましては、工程については1.2ポイントの遅れが生じていると、しかし、1月末にはきちんと取り戻すという確認をして、随時打合せを進めていると。

経費削減を念頭に置いた様々な工事の見直しが行われておりました、とりわけ新庁舎が建設して現庁舎の解体後の駐車場整備について、造成のかさ上げを中止するだとか、それから、駐車場に当たる部分について、現状と基本的には変わらないということで、新たなトイレの建設などを行わないということ、さらに新庁舎から当初計画でありましたキャノピーについては、全面廃止などの見直しを検討しているということでございました。

引越し時期については、先ほど行政報告がありましたので割愛いたします。

さらに、庁舎建設をめぐる今後の見通しなどについては、現状で第1期工事、いわゆる1工区というふうに言っておりますけども、現在の庁舎そのものを建設する工事が約20億円の計画でありましたが、現状では約9,400万円ほど、これが増えるということになると。全体の総工費、予算総額が28億2,300万円でありますので、その中にしっかり収めていくということで、2工区、3工区、いわゆる解体工事や外構工事の見直しを進めているという趣旨でございました。

工事の遅れが長期にわたったということについて、原因究明については途上であるという報告を受けております。

その他報告について、1、佐々町職員等の旅費に関する条例の改正について、国の旅費法の改正がありまして、今回、大幅な改正となることから準備に取りかかったほうがよいということで、委員会としても指摘をしてきましたけれども、国の国家公務員等の旅費に関する法律が、令和6年5月15日に一部改正の公布がされまして、令和7年4月1日施行となっていると。これに向けて様々な準備を進めているということで、委員会としては、新旧対照表の作成など、施行に向けた作業を急いで、委員会に経過を報告してほしいという意見。

さらに、最終的な地方自治体の条例の定め方は、県がどのように定めるかということ、市町村が確認しながら進めていくという旨の報告でありましたので、令和7年4月1日実施が可能となるような、入念な準備を求めて、委員会としては報告を受けました。

通年輕装の実施について、総務課長から報告を受けまして、現在は通年輕装、いわゆるクーラビズ、ウォームビズ等の通年輕装ですけども、全国の自治体で導入されているということで、県内自治体でも佐世保市、諫早市、時津町、波佐見町などで導入はされていると。導入されることで、様々な業務の効率化や省エネ等の促進等に資するというところで、頑張っていきたいという旨の報告がありました。

委員からは、実施について、その意義について異論はありませんでしたけれども、いわゆる通年輕装の基準については、きちんと定めておく必要があるのではないかという意見がありました。次回の委員会で、その報告を受けるということを確認しております。

なお、議会としても対応については、そうした基準を受けて、議会運営委員会で対応を協議したいということにいたしました。

3番目に、学童保育運営委託事業者の選定結果について。いわゆる学童保育でございますけれども、不足しております事業について、新たな事業者を選定したということで報告がありまして、それぞれプロポーザルによる事業者の選定結果として、口石小学校区で一般社団法人みらいパートナーズ、それから、佐々小学校区で一般社団法人いちばん星、民間施設、学校から離れたところで、中学校の向かいの雑居ビルに設置ということでございましたが、一般社団法人みらいパートナーズ、以上3事業が事業者選定が行われたと。

委員からは、選定結果について、選定委員各委員の評価が分かれる結果となっていたが、全般的に高い評価の方と低い評価の方の差が大きいことについて、質問があったと。全体点数で7割の評価をクリアしていることで選定したという説明がございました。

また、選定基準について、新規参入者が不利となる基準について意見がありました。

新たに設置される民間施設は、各小学校から距離があるが、送迎バスを運行する旨の説明がありました。委員会としては報告を確認しました。

4点目、し尿収集運搬手数料の改定について。保険環境課から、諸般の経費の費用等々の引上げに伴って、収集原価が18リットル当たり260円、276円、295円と年々上昇しているということで、現在の210円の収集、くみ取料金を、来年の令和7年4月1日から255円に改定したいという申出があっているという報告がございました。

委員からは、し尿等前処理施設の完成に伴い、補助金等が減少しているのかということの確認、あるいは5年ぶりの大幅な引上げとなるが、町からの補助を考えていないのか等の質問が

ありました。委員会としては報告を受けました。

5点目、佐々クリーンセンター包括的業務委託について、保険環境課から説明を受けました。

佐々町が維持管理している佐々クリーンセンターのごみ処理施設、ごみ焼却施設、不燃物処理施設、リサイクル施設の運転、用役の調達、日常点検、定期点検、整備、備品等の調達、各種修繕補修について、包括的に運営を委託するという事で、ごみの受入れについては、ごみ収集、受付・計量業務は町の業務としてやると。

委託、維持管理ですね。ごみ焼却施設、不燃物処理施設、リサイクル施設の運転管理及び点検・維持補修について委託業者が負担する経費、業務等に設定ということで、そうした包括的な施設の管理について委託をしたいということでありました。

委員からは、今回の方針決定の経緯について、住民に直接関わる事業であり、執行部サイドで簡単にできる問題ではないのではないかと。包括的業務委託というのは、法的根拠はどこにあるのか。根拠法令はあるのかなどについて確認、意見がありました。

また、大規模修繕の前後の経緯、今後の詳細な運用計画等を示して、慎重な検討を行うべきとの意見がありました。委員会としては報告を受け、今後についての要望を示しました。

6、佐々町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について、保険環境課から報告、説明を受けました。

現在、佐々町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の作成準備を進めている。概要としては、地球温暖化対策の推進のために、区域、佐々町を自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出量の削減を行うための施策に関する事項を定める計画というふうにされております。根拠法令は、地球温暖化対策の推進に関する法律です。

計画の位置づけについては、地球温暖化対策計画や、県作成の長崎県地球温暖化対策推進計画などと連携して、第7次佐々町総合計画を上位計画として本計画を策定するという事で、期間的スケジュールとしては、令和6年11月の下旬から12月にかけて環境美化推進協議会を開催し、第1回目の計画の案を検討していきたいと。そうした案を2月に総務厚生委員会に報告し意見を伺いたいと。令和7年2月の下旬から3月上旬頃に、第2回の環境美化推進協議会を開催し、計画を決定したいということでした。

委員からは、社会情勢の変化から、パリ協定についても実効性が不安視されている。コンサルタントに任せないで、具体的な計画づくりを求めるという意見、環境美化推進委員の協力、賛同を求める意見、費用対効果について構想づくりの議論を求める意見などがありました。委員会としては報告を受けました。

以上が、11月14日の総務厚生委員会の報告の概要です。

詳細については、議事録、資料等を御覧いただきたいと思います。

以上です。

（総務厚生委員長 永田 勝美 君 降壇）

議長（淡田 邦夫 君）

次に、産業建設文教委員会の所管事務調査の報告を、委員長からお願いいたします。
5番。

（産業建設文教委員長 長谷川 忠 君 登壇）

産業建設文教委員長（長谷川 忠 君）

産業建設文教委員会の委員長をやっております長谷川です。

では、産業建設文教委員会の所管事務調査概要について、報告をさせていただきます。

令和6年11月11日月曜、午前10時より佐々町役場第1会議室にて行い、出席委員は5名で全員出席でした。

会議概要は、その他緊急を要する事案について1件、2、その他、3、その他報告として、その他を含め8件の調査を行いました。

また、教育委員会のその他報告については、都合により所管事務調査の前に報告を受けました。

その他報告（1）羽ばたけ若者人材育成奨学金について、教育委員会より。

9月議会において、基金条例を創設していましたが、対象者が4年制大学となっていたため、対象者を拡充するようにとの意見があり、今回、要件の改正を行うものです。

「大学に進学する方」から、「大学、短期大学及び専修学校専門課程に進学する方」に拡充をするとなっています。申請期間は、令和6年11月18日から令和7年1月17日を予定しているとの説明を受けました。委員から、選考委員は何名ぐらいおられるのかと確認がありました。

（2）学校給食費の公会計化について、教育委員会。

今後のスケジュールと提案内容等について報告を受けました。導入目標年度を令和8年度とし、令和7年9月議会において、学校給食条例等を議会に上程予定とのこと。

検討事項として、システムや条例等の整備、食材調達方法等があり、未納等への対応は現在調査を行っている。また、導入後の業務として、納付書発行や収納業務、食材調達業務に加えて、滞納者に対する対応等が発生すると考えており、人員体制としては、公会計担当として1名の確保が必要であると考えているとの説明がありました。あわせて、既存のRKKシステムを導入したほうが、安価で運用できるのではないかと考えているとの説明を受けました。

（3）でんでんパークさざ敷地内のり面草刈り作業中の飛び石における事故について、教育委員会。

令和6年10月29日火曜日、10時30分頃、サン・ビレッジさざ及びでんでんパークさざ敷地内で発生。会計年度任用職員が、でんでんパーク駐車場のり面草刈り中に石が跳ね、敷地内道路を運転していた車の運転席側後部座席の窓に当たり、窓ガラスが割れました。運転手にもけが等はなく、同乗者もいませんでした。修繕費用は、全国町村会総合賠償補償保険が適用され、示談の方向で進めていると説明を受けました。

委員から、被害額と飛び石防止のボードについて確認がありました。

所管事務調査（1）その他緊急を要する事案について。新庁舎建設について、これは総務厚生委員会のほうでも扱っておりますので、多少重複するところがありますが、よろしく願います。

現在の庁舎建設工事進捗内容は、令和6年10月末現在、実施の出来高は78.94%で、1.28ポイントの遅れが出ています。

工期の延長や内容の精査等により、業務関係の見直しを検討、大きく3つの変更点があり、1つ目は、庁舎本体の寄付き駐車場部分を除くキャノピーの中止、2つ目は、2工区の造成・かさ上げの中止、3つ目は、3工区自体の工事の中止。職員駐車場は、舗装など最低限の整備をして現状を活用し、当初計画のトイレ新築はせず、太陽光パネルの設置も一旦事業から外して、今後整理し直したいとのこと。喫煙所については、現庁舎の喫煙所のパネル等を、現庁舎解体、駐車場整備の際に、文化会館側に移設をするなど対応したいとの説明。

また、新庁舎移転時期変更に伴う対応状況について、移転時期は調査中であるが、年度をまたぐ場合で、最短で5月の供用開始を想定しているとのこと。

また、工期の延長に伴う監理業務の金額に変更はないが、監理業務以外で、新たに追加された設計部分の費用負担についても、きちんと整理をして進めていかなければならないとの説明を受けました。

工期延長に伴って、対応の中身が確実に精査されているわけではないので、情報提供という

形で考えていただきたいとの執行部の説明がありました。

委員から、当初計画から大きな変更が加えられ、当初設計の防災拠点としての対応ができていないのかというのに疑義があるとの意見。また、基本設計から実施設計を経ての計画を、今変えることについては、それなりの理由の説明を求められました。あわせて、12月補正に工期延長に伴う費用負担という部分が上がってくるとの説明だが、その費用負担的な部分について原因が追及されていないので、原因を含めた説明を要望されました。

この案件につきましては、12月定例会で各関係課予算の補正が計上される予定ですので、十分な検討をお願いし、庁舎建設関連の対応について継続調査としました。

その他報告（4）国道204号線の歩道整備及び当該工事に伴う配水管改良工事について。建設課。

仮設工法（仮設構台）見直しの結果、河川区域内での仮設構台設置・撤去が必要となったことから、出水期、6月から10月での施工ができなくなったことと、西九州自動車道4車線化工事による上部工施工方法の見直し等があり、支障物件が増え、電柱移設が年内いっぱいかかることが判明したことにより、工期が令和7年9月9日まで延長されたことの報告を受けました。

次、水道課。県工事の遅れが生じたことで水道課の工事が発注できず、年度内での発注もできないため、令和6年度予算から落とさせていただく。現段階で、県工事が令和7年9月に完了するものとなっているが、町の工事が標準工期約180日必要であることから、年度内完成が厳しいため、令和8年度で予算計上したいとの報告を受けました。

（5）広報紙作成業務委託について、企画商工課。

広報紙作成業務について、前回の委託が令和6年10月31日までとなっており、新たに令和6年11月1日から3年間の広報紙作成業務委託を行うことに当たり、プロポーザル方式で業者選定を行い、株式会社インテックスが選定されたと報告を受けました。委員から、契約事業者が前回と変わったのかと、前回も3年の複数年契約であれば、前回の契約金額は幾らであったのか確認がありました。

（6）佐世保市・佐々町地域公共交通計画について、企画商工課。

佐々町の位置づけとして、北部の各地域と補完交通で結び、都市核である佐世保市と基幹交通で結ぶ地域核としての役割を担うようになっている。公共交通ネットワーク形成での生活における交通に新たな仕組みの構築、交通経営環境の改善、利便性向上、利用促進について、今後、佐世保市と共同で検討を進めていくとの説明を受けました。

（7）大雨による災害について。

まずは、建設課。11月1日、11月2日の大雨による災害状況について。このときは降水量が総雨量195.5ミリだったそうです。被災件数が4件、道路が3件、河川が1件。その中で1、町道小春露切橋線、これは道路ですね。2、町道松尾線、道路です。3、町道神田第2線、それから4番目が普通河川高岩川です。これが河川のほうです。

このほかに、町道小春露切橋線でもう1か所が追加になる可能性があり、この結果によっては5件となり、この分を12月補正予算に計上させていただきたいとの報告を受けました。

次、農林水産課。被害件数が6件ありまして、農地（田んぼ）5件、施設（水路）が1件でした。

農地が、前原地区が1件と、もう1件、前原地区、それからもう1件、3件目も前原地区です。そして、4件目の農地、檜付地区が1件でした。それと、農地、鎌田地区、それと、施設のほうで江里ノ上地区、水路です。

以上6件を、12月補正予算に計上させていただきたいとの報告を受けました。

委員から、それぞれの被災額は幾らなのかの確認がありました。

（8）皿山直売所の進捗状況について、農林水産課より。

令和6年7月末に、新事業者がフルノストアーさんの有限会社スエオカに決定、地元農産物

の販売と飲食スペースを計画されている状況です。また、10月29日に、これまで直売所に出荷されていた農家さんを中心に、約50名と生産者説明会を開催、12月中の開店を目指しているとの報告を受けました。

委員から、皿山直売所の名称等は変わるのかとの確認がありました。

次に、佐々駅舎テナント室の入居事業者の決定について、企画商工課よりです。

7月16日から9月20日まで入居事業者の募集を行い、1社から募集があり、10月11日に入居事業者選定委員会を開催。審査の結果、佐世保市下京町に本社を置く、株式会社山縣ビルディングに決定。同社の事業の一つとして、洋菓子の製造販売の事業実績があり、現在、同社との賃貸借契約の締結に向けて事務を進めている段階です。年度内には開店にこぎつけたいとの説明、報告を受けました。

以上で、産業建設文教委員会調査案件は全て終わりです。

詳細については、議事録、資料等を御覧いただきたいと思います。

以上です。

（産業建設文教委員長 長谷川 忠 君 降壇）

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、委員長からの報告が終わりました。

日程第6、委員会報告を終わります。

11時10分まで暫時休憩といたします。

（10時59分 休憩）

（11時09分 再開）

— 日程第7 一般質問（須藤 敏規 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、一般質問を行います。

それでは、質問通告書の順に発言を許可します。

一問一答方式により、9番、須藤敏規議員の発言を許可します。

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

きょうは紙なしでございますので、少々時間がかかりますので、議長さんにおかれましてはよろしくお願いいたします。

ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして質問したいと思います。

2点、質問いたしております。

まず第1点目でございますけども、公共施設の管理運営についてということで、先ほど所管委員長からも報告がありました中で、11月14日開催の総務厚生委員会の中で、クリーンセンター包括的業務委託について、来年度4月から民間への業務を委託したいという報告を受けております。

私といたしましては、考え方の説明がなされていないのではないかということで、次の事項につきましてお尋ねをしていきます。

1、ごみ処理施設整備基本計画で直営となっておりますけども、政策変更と考えますが、議

会の承認は要らないのか。

2、どのような方針で決定されたのか。

3、本年度3か月余りしかございませんけども、今後のスケジュールについてお示しされたということです。

4番目、優先交渉権者の選定の方法はいかに。

5番、審査方法はいかに。

それから、6番目、委託金額の算定方法はいかに。

それから、仮契約はいつ想定されているのか。

それから、コスト削減効果があるのか。

それから、人員・組織体制はどのようになるのか。

以上、まず1問目といたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

ただいま9番議員、須藤議員のほうから御質問があった件でございます。

これは、令和4年度から実施しておりますクリーンセンターの基幹的な設備改良工事ということで、今年度末に竣工しまして、令和7年4月から供用開始するということに合わせまして、クリーンセンターにおける運営とか維持管理業務の一部を、民間業者に委託する考えについて、11月14日に、先ほどお話がありましたように、開催されました総務厚生委員会で御報告をさせていただいたところでございますけど、御説明した内容というのが、提出した資料にも不足がありまして、疑念や御心配をおかけしたのではないかと考えているところでございます。

本件につきましては、令和7年4月からの実施に向け、12月の補正予算について、新たに債務負担行為を計上したいとの説明をしておりましたが、総務厚生委員会の皆様方の御意見とか御指摘を踏まえて、まだまだ内容についても十分な精査というのが必要であるのではないかと考えておりまして、今回の補正予算での債務負担行為の計上というのは見送らせていただきたいと今考えているところでございまして、今後も引き続き、所管委員会へのお諮りをしながら、内容について丁寧な説明というのをやらなければならないと思っていますし、議会の御理解をいただきながら進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上のような状況でございますので、本日の御質問いただいております内容についても、現時点での十分なお答えができない項目もございますが、御理解をいただければと思っていますし、この御質問の項目については、担当課長をもって説明をさせたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

それでは、まず、1番のごみ処理施設整備基本計画で直営となっている、政策変更と考えるが、というところに関してでございますが、御質問のごみ処理施設整備基本計画につきましては、現在工事を行っておりますクリーンセンター基幹的設備改良工事に向けて、令和元年度に策定したものでございまして、御指摘の直営とおっしゃっている点については、計画書の3ページの表1の記載であると思っておりますが、平成30年当時の実施形態を示したものになって

おります。

また、政策変更という点については、令和2年10月からクレーン等の運転補助業務を民間業者に委託しておりますが、今回、その他の業務についても委託したいと考えておりますので、今後も所管委員会を通じ、丁寧に説明をさせていただきながら、議会の御理解を求めていきたいと考えております。

次に、2番のどのような方針で決定されたかというところですが、冒頭、町長のほうからも説明をしていただきましたが、令和4年度に着工しました佐々クリーンセンター基幹的設備改良工事が今年度末に竣工し、令和7年4月から供用開始するに当たり、改良更新された施設・設備を適正かつ安全に運営、維持管理し、安定したごみ処理を継続するとともに、これまで個別に委託してきた業務を集約、直営から委託へ切り替えることで、効率化による費用や労力の削減を図りたいと考えたものでございます。

次に、3番目の本年度3か月余りしかないが、今後のスケジュールをという御質問ですが、当初、令和7年4月からの実施を考えておりましたが、11月14日に開催されました総務厚生委員会で御報告させていただいた際に、各委員から様々な御意見、御心配の声をいただいたところでございまして、今後、所管委員会におきまして、丁寧に説明のほうをさせていただき、議会の御理解をいただきながら進めなければならないと思っております、スケジュールの見直しを含めて再度検討し、お諮りしていきたいと考えております。

それから、4番目の優先交渉権者の選定方法というところでございますが、この点については、現時点では具体的な、まだ検討には至っておりません。

次に、5番目の審査方法というところでございますが、こちらも現時点では具体的な検討には至っておりません。

次に、6番目の委託金額の算定方法というところでございますが、令和6年度までの費用実績、それから、今後の将来見込・予定による費用の積上げ、積算資料等を基に積算、算出したものでございます。

次に、7番目の仮契約はいつ想定されているかという点ですが、現時点では仮契約の時期は想定しておりません。

次に、8番目のコスト削減効果はあるかというお尋ねでございますが、委託する業務の範囲や期間によって、削減効果に大小があるとは考えておりますが、単年度、業務ごとに発注するよりも、複数年度、複数業務を一括委託することで、コスト削減の効果があると考えております、専門技術者による日常の運転維持管理によって、将来的な修繕・補修等に要する費用についても、削減効果を発揮できるものと考えております。

それから、9番目の人員・組織体制はどのようなのかという点ですが、業務委託では、中央制御室における運転操作や機械設備の維持点検に従事する者を4名から5名程度、それから、場内での受入等の作業に従事する者を5名から6名程度、合計の10名程度の組織体制で実施できないかと考えているところでございます。

なお、町職員については、引き続き、当面の間は2名から3名程度の人員配置が必要であると、担当課としては考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

9番。

9番（須藤 敏規 君）

担当課長のお話を聞けば、報告の中で出すには至らなかった案件じゃないかと思っております。

まず、よく分析されたのかなと思うところが、ひとつ疑問点で残ってまいりますけど、業務の内容をまず明確にされて、あそこに車が入ってきてから受付して、搬入して、焼却施設とかストックヤードとか持っていく流れを一連に書かれて、今現在委託している業務との比較を出すとか、そういうのが出していただければよかったし、まずは、スケジュール自体が4月から考えておられるのだったら、早い時期にそういうのを示されて、中間、中間で所管事務調査に言っていただければ、調査ができた案件じゃないかと私は思っております。

それから、方針といいますか、先ほど言われた管理基準を統一して、職員の平準化を保ちたいというのは当然だと思うんですけど、それはそれとして、まず方針をしっかり持たれて、していただきたいと思います。

スケジュールにつきましては、やっぱりいろいろあるかと思いますが、いつもプロポーザル方式を佐々町がなさっていますから、そういうのを参考にされて、早めにスケジュールを立てられれば、できた案件じゃないかなと私は思っております。

そういうことで、いろんな選定方法があるんですけども、これについては結構でございます。

ですから、優先交渉の選定基準とか、そういうのもできていないということでございますので、町長のほうもそれを了解して、総務厚生委員会にかけられたのかと、ちょっと心配する懸念もありますので。

審査方法もできていないとか、積算の算定基準も、今のをみてできていないような回答でございました。

やはり、7番目の仮契約につきましても、工事があるかないかによって、議会の議決を得る案件かも分かりませんですから。要するに工事が幾らになるか、向こうに頼んどったら幾らまでは修繕工事でなるのか、そこら辺はやはり詰めていかなくてはいけない案件じゃないかと思っております。

コスト削減効果で、単年度は、考えによれば複数年、これは当然のことであって、やはり長期にわたって安定的に管理して、運転管理ですか、していただくためには、業者にとってもそれはいいことだと思うしですね、それはそれでいいと思います。

あと、人員体制はやはり職員の身分に関わる案件ですから、よく検討されて、組合もあることですし、そちらともちゃんと協議しながら進めていただきたいと思います。

あと、今の現状の人員配置の状況と、それから、委託している技術者の、どんな技術資格が要するのか、そこら辺について、あと経験とかいろいろあるかと思いますが、今頼んでいる運転操作関係と、職員さんも含めて、どういうあそこの業務とか施設の運営、感じているのか、そこら辺をまずお尋ねしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

現在の人員配置の状況、それから有資格者の状況についてでございますが、正規の職員については、今年度当初3名でございましたが、1名の退職欠員がございまして、現在2名となっております。そのほかに、会計年度職員は主に窓口業務に従事する者が3名、それから場内で各種作業に従事する職員が6名となっております。それから、民間事業者のほうに委託しております運転補助業務に従事する職員が4名となっております。

それから、配置職員の技術資格についてでございますが、日常的な維持管理業務における資格ということでお答えさせていただきますが、まず、廃棄物処理施設技術管理者、それから危険物取扱者（乙種4類）、それから危険物保安管理者（乙種4類）、特定化学物質等作業主任者、それからダイオキシン類ばく露防止作業指揮者、それからクレーン運転業務特別教育修了者、

これは5トン未満になります。それから、小型車両系建設機械運転技能講習修了者、フォークリフト運転技能講習修了者などがございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

いろいろ配置基準の技術者要件おっしゃいましたけど、職員の皆さんは、これは持っておられるということですか、今説明を受けた分は、職員さんは2名とも持っておられるということですかね。

要するに、今までが運転しながら事務も予算もしなくちゃって、ハードな事業じゃなかったかと思うもんですからですね。そこら辺で退職していった、無理ということがあったと私は思っておりますから、そこら辺の、今からよく協議なさって、配置基準につきましては、していただきたいなと思います。

それからあとは、議会だよりの、今回発行いたしました中長期財政の見通しの中でも、今後の厳しい公共施設の管理ということで、予算関係を載せていただいております。ですから、公共施設等の管理計画の中では3割削減ということで計画立てましたけども、今までつくった後の成果というものが、なかなか報告、私も聞かなかったのが悪かったんですけども、今その成果はどのようになっているのかっていうのをちょっとお尋ねをしておきます。これは町長かそこら辺かな。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

中期財政見通しということでお話がありました。社会構造の複雑化というか、住民のニーズの多様化といいますか、よって行政の役割というのは複雑化、多様化はしているわけでございまして、なかなか厳しいところでございまして、そのような中で、住民の皆さんが安全安心を確保するという、それから良好な快適な生活を送っていただくためには、行政がやるべきことというのが、やはり民間にできることを整理しながら、やはりまちづくりを行っていかねばならないと思っていますので、やはりこれは今後とも、役場庁内、庁舎、全庁的に検討をさせていただきたいと考えているところでございまして、なかなか難しい回答になるわけですが、御理解をいただければと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

課長、資格の、職員が持っておるとかということで。

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

現在おります2名の職員については、先ほど申し上げた資格を、各自が全部網羅しているということではございませんが、それぞれに申し上げた資格のほうは有しているという状況になっております。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

漠然としたお答えだったんですけど、職員は資格は持っているけど、それぞれ何とか云々ということなんですけど、あそこの操作運転とかするのに、誰かが持たないとあそこは運転できないということですので、さっきおっしゃった廃棄物の技術管理者は誰なのかとか、一つずつ聞かなくちゃいかんことになるんですけども。

クレーン運転、何ですかね、特別修了者とか、ダイオキシンばく露防止とかいろいろおっしゃったんですけど、今までは、職員さんは、委託する前は全て持っておられたのかどうかですね。

なかったからしょっちゅう資格を取りに行行って、そのハードな勤務の中になさっていたのか、あと、これが足りないからと、お互いに、一般職がぼっとあそこに異動させられて、毎回だったら困るもんですからですね。そしたら、関係課は全部この資格を取るようにするとか、いろんなことが想定されますので、そこら辺の状況についてお答え願いたいと思います。

議長（淡田 邦夫 君）
保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

クリーンセンターの配置職員につきましては、クリーンセンターへの配置になった際に、必要となる資格の取得のほうをしていただくように、必要な予算も計上し、資格の取得をするということで対応のほうをさせてきていただいております、御心配いただいているような日常の業務、それから事務も行いながら、そういった資格取得のための勉強等も行なって資格を取ってというような側面もございまして、そういった負担というのは、配置職員にはかけているというようなところも感じておるところでございまして、そういったところも今後、包括的業務委託という、そちらの民間事業者の専門技術者の方々にカバーしていただきながら、施設の運営・維持管理というのが、円滑にできていければと考えているものでございます。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

ということは、今までは不利な環境で勤務形態があったということなんですかね。そこら辺、町長、どう考えられますか。

資格がないのを、職員がポツと異動されてですよ、そこで資格取らねばということは、ある程度、資格持たねばできない職員が行って、初めてそこから始めて、非常に私は無理と思うんですよ。総合職とか、いろいろ私は分かりませんが、そしたら、何人か毎年資格を取っておかないと、あそこに行く方が固定されるんじゃないですかね。

私が見ている限りでは、若い人が、はい行きなさいと言われて、ちょっと具合が悪くなって辞めて、何遍も見てきましたから。そこら辺についてどのように、資格があるかないかの判断は、定期的に全職員に取らせて、資格者からやるとか、そこら辺の考え方はどういうふうに考えられますか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

いろんな、先ほどお話がありましたように、資格が、例えば危険物とか廃棄物の処理の資格とか、これはなかなか、役場におるときに、これを取ってくれとかなんか、なかなか難しいわけございまして、やはり若い人たちが行ったときに、人事異動で、例えば、じんかい処理、行ったときに資格を取ってもらうという方向性でやっているわけございしますが、これが今、資格要件というのがすぐ取れるのかどうかというのは、ちょっと私も分からないわけございしますが、やはり異動した時点ですぐできるのかどうかというのも、ちょっと分からないんですけど、やはりそういう、どうするのかというのは、今後やっぱり十分考えて、職員の資格についても事前に何人が取られ、普通こっちでおっても両方とも、例えば役場におっても必要なところ、資格もあるかも分かりませんし、向こうに行かなければ使える資格も使えない資格もあるか分かりませんので、それについては十分、早急にどうするのかというのは検討させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

あえて職員をそういう立場にやりなさいということではないんですよ。せっかく、初めて包括、民間へ業務委託というこの制度があるんですから、職員ができない分野は極力、民間の活用を生かして利用するのがいいんじゃないかと私は思うもんですから、できない分野は、民間のほうに委託したほうが能率がいいんじゃないかと思った。一人一人資格を取っていくより。

まあ、取らないことには越したことはないんですけども、そこら辺は包括業務の何をするかということで、方針をしっかりと内部で協議していただきたいと私は思います。

それからもう1点、私は思うんですが、議会としてはですね、町長。町長の政策を、質を上げて実行させてやりたいと思って、いろんなことを聞いていくわけですが、本当にそれが必要なのか、ほかの案件と比較したり、町民参加の状況はどうなのか、総合計画との関係はどうなのか、法律関係はどうなのか、条例はどうなのか、財政措置はどうなっていくのか、費用対効果はどうなのかと、議論していくのがやっぱり議会だと思っておりますので、そういう考え方について、役場内の皆さんも町長も一緒なんですけど、失礼ではございますけど、調整なされて、共有認識は同じなのかなということを、まず伺っておきたいとします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

いろいろな、我々としましては、議会の皆さん方への提出議案とか案件とか、やはり重要な施策というのがあるわけございまして、やはり、これは我々としましても、事前に重要なことについては政策推進会議等というのを開催しながら、内容について協議を、確認とかをするわけございしますが、

やはり認識の共有を、これについては、全部図りながら進めていかなければならないんじゃないかと思っております、今回のこの件については、ちょっともう少し、検討の余地があったんじゃないかということで考えているところでございまして、今後とも情報の認識といいま

すか、共有を図りながら進めていかなければならないと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

重要なことについてはって言われたけど、全部重要だと思えるものですから、小さいことでもやっぱり、全課長、調整会議とおっしゃいましたから、その中でみんな、こういう案件はこういう議会から質問が来るんだということは、頭から置いて対応していただきたいと思います。

それでは、次に行きます。

協働のまちづくりということで、御存じのように予算も限られてきましたし、やはり協働のまちづくりを考えながら、役場でできないことは何か、地域の町内会とかいろんな団体がありますから、そこに交付金などを出して、仕事を受け持ってもらえないだろうかということで、順次、今の現状を聞きながら質問していきたいと思います。

総合計画に「自立した町民活動を支援し、町政への町民参画機会を広げ、協働によるまちづくりを進める」ということが書いてございます。前期計画も来年度で終わりますが、以下の項目について、まず現状についてお尋ねをいたします。

1、町内会加入は、どのような状況か。

2、愛護団体支援事業の登録状況及び活動内容はどうか。

それから、町民大清掃の参加町内会及び参加状況はどうか。

それから、清掃ボランティアの活動状況はどうか。

不法投棄対策の充実は何を行っておられるんですかということで、まず第1点目をお伺いします。

議 長（淡田 邦夫 君）
総務課長。

総務課長（落合 健治 君）

御質問の町内会の加入状況ですが、過去5年を4月1日現在で比較したところ、令和2年度が、加入世帯数4,352世帯、加入率73.01%に対しまして、令和6年度は、加入世帯数4,165世帯、加入率67.48%となっております。年々、加入世帯数、加入率ともに減少している状況でございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
建設課長補佐。

建設課長補佐（上村 正義 君）

愛護団体支援事業につきましては、町が管理する道路、公園、河川等を対象とした美化清掃作業等を行う団体に対して、ごみ袋、軍手、飲み物等を支援する事業として、令和2年度に開始した事業になります。

開始当時の登録団体数は6団体でしたけれども、令和4年度に1団体、令和6年度に1団体の新規団体登録がありまして、現時点では8団体の登録があっている状況です。

活動内容につきましては、各団体で活動場所を登録時点に決定し、地元を拠点に年2回の活動を行っていただいております。この事業は、佐々町まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、目標値を10団体とし、事業推進に取り組んでいるところでございます。

目標を達成し、今後更に快適なまちづくりが広がっていくよう、本事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

議 長（淡田 邦夫 君）
保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

3番目の町民大清掃の参加町内会、参加の状況はということでございますが、近年の町民大清掃の参加状況は、全32町内会が参加いただいております。参加者数は年度によって増減がございますが、およそ3,300人の方々に御参加いただいている状況になっております。

それから、4番目の清掃ボランティアの活動状況はどうかという点でございますが、全町内会で組織する保健環境自治連合会の主催になりますが、こちらのほうで例年、花菖蒲まつりの開催に向けて、皿山公園周辺のボランティア清掃を、5月中旬に実施していただいております。

それから、2月の中旬には、河津桜の開花に向けて、桜つつみ遊歩道周辺のボランティア清掃を実施していただいております。

そのほか、日常的なボランティア清掃に対しまして、ボランティアごみ袋というものを配付しておりますが、令和5年度の実績で、個人や団体を含め14件、960枚の袋を配付しております。

それから、不法投棄対策の充実は何をという御質問ですが、現状といたしまして、不法投棄がありました箇所、それから不法投棄が今後される恐れがある箇所に、防止・警戒の看板の設置を、町内会からのお申出に基づいて、若しくは町内会と町のほうの協議によりということで、設置のほうをさせていただいております。

そのほかには、不定期になりますが、町職員による巡回パトロール、それから、年1回になりますが、県北保健所、江迎警察署との合同による町内のパトロールも実施しております。また、各町内会による日常的な警戒や連絡・通報に対しても依頼のほうを行っております。不法投棄の防止に努めているところです。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

全国的に見ても、町内会加入状況については、70%前後を行ったり来たりしているような状況でございますので、この程度かなということは分かります。

愛護団体につきましては、目標が10団体で、今8団体ということでございます。ごみ袋と飲み物の配付ということです。

町民大清掃の全部3,300人、成人男性で3,300人が多いかどうか分かりませんが、高齢化とかいろいろありますし、未加入の方も3割以上はおられますから、この程度かな、もう少しあってもいいのかなと思います。

清掃ボランティアに関しましては、保健環境自治連合会でやっているだけで、ほかの団体の方は、総合計画で、令和元年度が15団体あったのが目標値の令和7年度、20団体を目標にしますと書いてあったものですから、そういう団体については分からないんですかということ、まず1点ね。

それから、不法投棄対策の充実ということで、職員による巡回パトロールとかおっしゃいましたけど、これは何回しているのかなと思います。

あと、環境美化推進員という方が何か任命されているようですが、そういう方については巡回パトロールとかはなさっていないのか、そこら辺ちょっと。

不法投棄があった場合、一遍捨てたら早く片づけると、そこが山になっていくわけですね。うちの近辺、住まいは山なもんですから、山の中に一遍捨てられたら、ここは人が捨てているからいいんじゃないかなと思ってほっといたら、1か月もすれば空き缶だらけになるんですよ。毎日見て回って、上に、道路に上げて片づけているんですけども。

そこら辺に、さっき言った環境美化の推進員さん、そういうところの話合いで定期的に回るとか、そういうのは今のところはやっておられないのか。

一斉撤去するときも、環境美化推進員さんと一緒になって早期に撤去するとか、そういう計画はなさっていないのか、ちょっとお尋ねしておきます。

議長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（宮原 良之 君）

まず、ボランティアの団体の状況でございますが、今現在、ボランティア袋の配付の実績ということで、先ほどもちょっと報告のほうさせていただいたんですけども、年度によって、このボランティア袋の配付を行う団体数、個人の方含めですね、こちらのほうには増減がございまして、令和元年度は14団体、1,300枚の配付を行っておったんですけども、令和4年度は10団体、個人を含め1,140枚の配付で、令和5年度は20団体、個人で960枚というような現状でございまして、こういったところも推進拡大というのを図りながら、ボランティア清掃も拡大、普及ができていけばということで、保険環境課としては考えております。

それから、環境美化推進員さんの活動としてというところでなんですけども、もちろん各町内会の規模に応じて、推進員さんのほうを1名から3名で任命をさせていただいておりまして、取組の例として、おっしゃるような巡回パトロールとかってということも、やっていただきたいというお話のほうはさせていただくんですけども、個人さんによって、その取組の状況ですとか内容のほうには差がございまして、必ずしも各推進員さんが同じような活動ができているというような現状にはなっておりません。

それから、一斉撤去とかってということでの計画とかってということがないのかということなんですけども、今現状といたしましては、そういった不法投棄の通報があった場合には、町のほうで現地のほうを確認させていただきまして、現地の所有者の方に連絡を取り、所有者の方に撤去のほうをしていただくというのが、その物にもよるんですけども、撤去していただくというのが本来ではございますけども、放置しておくことが公衆衛生上、不適切であるような場合や、個人の方での撤去が難しいと判断されるものについては、町のほうで撤去をさせていただくというような対応をさせていただいております。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

内容は厳しいようでございますけど、大体分かりました。

次に、町の単独で、任意に補助金を出している支出総額は幾らですかということでお尋ねを

します。

議長（淡田 邦夫 君）
企画商工課長。

企画商工課長（中道 隆介 君）

町が令和5年度に単独で、任意に補助金を支出している事業件数は72件、支出総額は約1億2,300——（須藤議員「全体のを聞きよると、全体ば言うて。町が出しておる補助金の。全体の。個人とかいろいろ、個人の補助金出しとる。税財政課長は。」）

議長（淡田 邦夫 君）
税財政課長。

税財政課長（藤永 大治 君）

町が単独で補助金を出している分を集計した分ですけれども、まず、全体では、先ほど企画商工課長が申しましたとおり、72件の1億2,322万7,000円と、これは令和5年度決算額になっております。1億2,322万7,000円。

そのうちの団体向け補助金が46件、4,967万3,000円、それから、個人向けが16件、6,348万2,000円。それから、個人・団体どちらも対象にしている分が1件ありまして、423万6,000円。それから、町内会向けの補助金が7件、525万円。最後に、子ども会向けの補助金が2件、58万6,000円という内訳になっております。

以上です。

議長（淡田 邦夫 君）
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

概略分かりました。要するに、私が言いたいのは、任意で出している補助金を、何とか町内会のほうに回せないかということで、これを一括排除して、ボランティアとかいろんな協働のまちづくりについてやっておるのを精査して、そちらのほうに振り分けられないかというのが目的で、質問いたしております。

このほかにも、一般財源とか任意に使うお金は、法令に基づいて出さなくちゃいかん補助金とか、国や県とかの付き合いで出さんば、一般財源のお金を出さんばお金とか、いろいろ区分けがあらうかと思いますが、今、財政課長が言われたとおり、団体の維持活動とか、子ども会とかいろいろあるですから、そこら辺を精査なさって、町内会の意見交換会の場でも結構ですので、町内会の方がどのような活動をなさっているかお尋ねして、引き受けてもらえる事務事業については、そちらのほうに受けていただかないと、職員だけでは非常に難しい時代に来ておるんじゃないかと私は思っておりますので、今までの働き方を変えて、考える視点も必要じゃないかということで質問いたしておりますので、そこら辺を、と思っております。

それで、次の質問行きますけれども、地域と連携して、住民生活に関わる公共サービスを指定地域共同活動団体に委託できるように、法律がこの間改正されましたので、通知をいたしておりますので、勉強なさっておると思いますので、答弁をいただきたいんですけど、条例制定の考えはないのかということで、まず1問目をお伺いします。

議長（淡田 邦夫 君）
町長。

町長（古庄 剛 君）

今、須藤議員が御指摘、御質問でありました指定地域の共同活動団体でございますが、地方自治法の一部を改正する法律が令和6年の法律で、第65号で施行されまして、新たに指定地域共同活動団体というのが創設されたわけございまして、この創設の背景というのは、先ほどのお話もありましたけど、人口減少とか少子高齢化、地域の住民のつながりの希薄化ということで、地域のコミュニティも衰退する、それから、地方自治体の厳しい財政状況によりまして、地域へのきめ細かな公共サービスの維持が困難になっているという中で、今後、これまで以上に住民ニーズとか、やはり地域課題の多様化・複雑化が想像されるということがありますので、これについて、やはり、特定の地域の公共団体の活動というのが法律化をされたわけございまして、町としてもこれをどうするのかというのは、今後考えていかなければならないと思っていますので、御理解をいただければと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）
9番。

9 番（須藤 敏規 君）

そういうことで考えていただければ結構ですけど、長い、やっぱり、町内会とか各種団体で調整が必要になってきますので、これはいろいろ考えて、次でもお尋ねいたしますので、実行していただきたいと思います。

それから、既にこういうのと同じようなのが指定管理者制度とか、認可地縁団体制度とかあって、それぞれ検討をなさっておろうかと思えますけども、こういう制度ができたということで、そういうことの共有はできますでしょうか。こういう方向でいくという考え方についてはどうでしょうか。

これをまとめる総括の課というのはあるのかどうか。それぞれ気づいた課で、それぞれやっておるのか。委託にするも何とかするも、最近はやりのプロポーザル方式何とか云々とかよく出てきますけども、全体として、本当は契約課か何かがあったらいいと思うんですけども、それぞれの課で今やっている状況なのですけども、それぞれの制度の運用に当たっての認識は、全課の調整会議等は徹底されているのか、そこら辺についてお伺いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）
町長。

町長（古庄 剛 君）

今お話がありましたように、認可の地縁団体制度という、町内会とか自治会などの地縁による団体というのが、一定の手続を行うことで法人格を取得することができる制度ということがあるわけございまして、やはり区域の住民の団体が対象でありまして、本町では1か所の町内会が活用しているということでお聞きしておりまして。

もう1つは、須藤議員がさっきお話がありましたように、指定管理者制度というのがあるわけございまして、公の施設の設置目的を効果的に達成するために必要があると認められたときには、普通地方公共団体が条例で定めて、それから法人、その他の団体を指定できる制度でありますので、行政財産の管理主体を、民間事業者とかNPO法人等に広く開放できるようになっておりまして、本町では現在条例などは設置していないところでございます。

しながら、それぞれの制度というのを比較しながら、先ほどお話をいたしました、特定の地域共同活動団体制度というのを活用、検討する際には、やはり地域コミュニティというのを所管するという課がありますので、町としましては、やはり企画商工課を主体でもって、研究をさせていかなければならないのではないかと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

間もなく12時ですけれども、9番議員の一般質問が終わるまで続けさせていただきます。
9番。

議 長（淡田 邦夫 君）

9番。

9 番（須藤 敏規 君）

総括は企画商工課でやっていくということですね。認可地縁団体、指定管理者制度は。それは理解しました。

先ほど町長が言われたように、地域運営、町内会もあるし、各種団体もある。また、この制度は個人で入る制度ですから、それに加えて、そこら辺を御理解いただきたいと思います。

要するに、前段でいろいろ御質問してきましたですね。地域の環境美化とか見回りとか、いろんな活動があるんですけども、加えまして、公園の維持管理とか、それから、高齢者の健康づくり、こどもの居場所、多世代交流は多世代包括支援センターのほうでやっておられるから、それでいいと思うのか、地域にその位置をまたお願いするのか、そういうのは検討は必要になってくるかと思えますけども、きょう配ってきました広報紙を見たら、活動は立派になさっていると、多世代包括支援センターのほうはですね、思いました。そういうことでお願いをしたいと思えます。

それからもう1点、気になることをですね。各種計画の、都市計画のマスタープランというのがつくられておるんですけど、その中に協働によるまちづくりという項目がございまして、中央部や山間部を4つに、誰が分けたか分かりませんが、4つに分けられて、私は山間部ですから、何をしてくれるのかな、中央部はこれをするのかとか、全体的に同じような町をつくる必要はないんですけど。そしたら、この分けられたこの地域では、地域の意見を聞いて、どういふのを盛り込んだのかなと思うのは、ちょっと分からなかったものですから。そこら辺について、地域にお願い、行政としてお願いしたいこと、この地域はこういう地域に指定したから、こうしなくちゃいかんというところをお尋ねいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変難しい質問で、4つの地域のまちづくりで方針が示されているということで、協働のまちづくりについては、都市計画のマスタープランで、その考えを記載しているわけでございますが、町民の方、それから事業者の方、行政がそれぞれの役割というのを認識しながら、それから適切な役割の分担の下に、お互いに協力・連携して、協働のまちづくりというのを進めるということが重要であるということでされておりまして、この中で、安全対策が行き届いた道路等のインフラ施設とか、空き家等の周辺の環境に対する影響など、良好な都市機能を維持するために、住民の皆様からは要望と相談をいただくことがございまして、都市施設に係る

要望につきましては、解決までに時間とか費用が多くかかるものでございますが、そのような中で、町としても補助制度を創設したり、予算措置をしながら発注して、整備したりするなどの解決に努めているところでございまして、先ほどお話がありましたように、地域の美化活動に関しては、愛護団体支援事業とか、住民の皆様とか自らの清掃活動において、町から軍手とかいろいろなごみ袋を支援しながら、美化活動を通して、協働によるまちづくりを推進しているところでございまして、先ほどお話がありましたように、この4つの分割してというのが、なかなか厳しいわけでございますけど、やはり町としましてもそういう方向性といいますか、考えを持ちながら、4つの、このまちづくりをどうするのかというのが、なかなか難しいわけでございますけど、各地域の要望に応じて、我々としましては、まちづくりの観点から、いろんな地域でやっていきたいと考えておりますので、御理解をいただければと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

多様化して、住民の要望もあるし、国から補正予算が通ったら、また仕事の下りてくるというってあってね。今、職員が100人弱で、会計年度任用職員さんが二百何十人、三百何十人のこの体制で、増えてくれればずっと人件費は増えるしですね。やはりそこは協力を願って、住民の協働のまちづくりを進めんばっちゃんいのかと私は思うもんですから、是非、この新しい法律ができて、制度ができましたので、3つの中をどのようにして減らして、費用を落としていくかというのも、町長としては考えていくべきじゃないかと私は思うとるもんですから、あえて質問をさせていただいております。

よく精査をしていただきまして、町内会とか各種団体とも話されて、是非検討、検証していただいて、条例化に向けてなるようにと私は思っておりますけども、最後に決意のほどをお聞きしておきたいと思います。最後です。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほどお話がありましたように、町としましても、地域の共同ということで、条例化がやはり今、新しく条例化をするということでお話が、新しいわけでございまして、これをどうするのかというのは、やはり出来上がったばかりの条例でございますので、十分中身を検討しながら、住民の皆さん方の住みやすいようなまちづくりというのにやっていけるように、これへの条例化についても、十分検討させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
9 番。

9 番（須藤 敏規 君）

それでは、3月議会を楽しみにしておりますので。
終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、9番、須藤敏規議員の一般質問を終わります。

1時10分まで暫時休憩といたします。

（12時04分 休憩）

（13時09分 再開）

— 日程第7 一般質問（永田 勝美 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、4番、永田勝美議員の発言を許可します。

4番。

4 番（永田 勝美 君）

4番、永田勝美です。私は、日本共産党佐々支部を代表し、憲法が暮らしに生きる住みやすい佐々町、平和で安心できる佐々町の実現に向けて、質問したいと思います。

私は、冒頭では是非述べたいことがあります。それは、ことしのノーベル平和賞に、核兵器廃絶を長年にわたって訴えてきた日本被団協が選ばれたニュースを、大きな喜びをもって受け止めたということでございます。本町も、1998年に非核平和自治体宣言を行っている自治体であり、皆さんと共に、被爆80周年を迎える来年度に向けて、新たな取組を進めていきたいものだと考えているところでございます。

それでは、質問に入りたいと思います。

1点目は、学校給食の無償化の問題です。特に、小学校の児童の無償化に向けた取組の検討状況について伺います。

まず冒頭で、9月議会で町長は学校給食無償化について、このように答弁されました。「少子化対策については、やはり国がまず、本来は施策として取り扱うべきじゃないかということ、私どもは考えている次第でございます。」と述べられました。私は、この学校給食無償化が少子化対策という言い方には、少し抵抗があります。いわゆる対策するものではなくて、保障されるべき義務教育の一環ではないかと。義務教育は無償という憲法第26条の規定が、基本にはあるのではないかと考えています。つまり、少子化が起きたから、その対策として教育費の一部である給食費を減免するという考え方は、違うのではないかと思います。給食費の無償化は全て国民の権利、子どもたちの権利ではないかと、その保障を行うことは、地方自治体の義務ではないかということ、改めて問いたいのであります。

そうであれば、学校給食無償化はやるか、やらないかという選択的課題ではなく、地方自治体としてやらなくてはならない施策ということではないでしょうか。町長、こうした考え方について、お考えをお示しいただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど永田議員が述べられました、日本被団協がノーベル平和賞を授賞するということは大変めでたいことで、やはり我々も核を使つてはいけないという思いは一緒でございますので、大変良かったのではないかと思います。

それから、学校給食のことでお話がありました。これはやはり本来は国が施策として取り扱うべきだというのは変わりはありません。小学校・中学校、義務教育でございますので、これはユニバーサルサービスとして、これは無償化、もちろん医療費もそうですけど、やはり無償化は国がやるべき仕事じゃないかと思っていますので、これについては給食費の無償化というのも、国の施策でやっていただきたいというのが、我々の希望でございます。

しかしながら、現在、本町としましては、給食費の負担というのがあっておるわけございまして、やはり無償化というのはなかなか厳しいところでございますが、現在、保護者の軽減対策としては、御存じのとおり、本年1月から中学生は学校給食の無償化をしております、多子世帯の1子の2割、2子の4割、3子の無償化という、物価高騰、それから無償化、それから物価高騰分の補助についても継続して、今実施しておるわけでございます。

小学校の無償化については、今年度の補助金も含めて、全体で4,800万円程度かかるわけでございますけど、現在の補助制度からすると、新たにやはり2,500万円程度が必要になるのではないかと。財源的には、町の一般財源でそれをするというのは、なかなか厳しいということで、今考えているところでございますので、御理解をいただければと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

町長の答弁でも、いわゆる義務教育無償という、ユニバーサルサービスの基本だというお考え方を示されました。だから、国の責任で行うべきことは、そのとおりだというふうに思うんです。しかし、自治体としても、その責任はあるのではないかということを言いたいわけです。憲法第99条には、公務員に対して憲法を擁護する義務が求められています。憲法の規定を守る立場と姿勢が求められているのではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

一方で、子育て世帯の負担軽減という側面から見れば、やはり物価上昇の問題は本当に深刻です。先月の29日に、東京都区部の生鮮食品を除く消費者物価指数、中旬速報値が2020年を100とした場合に8.3と、108.3と、前年同月比2.2%の上昇と、伸び率は10月が1.8%、それから0.4ポイント増加し、3か月ぶりに拡大と。政府補助金が縮小となった電気代、都市ガス代の値上がり影響したと、このように報道されています。

私は、この8.3%という数字に注目したわけですが、8.3%というと、12倍すると100%になるんですね。ということは、8.3%ということは、1か月分の食費が丸々足りなくなったということになるのではないかと。つまり、1か月分の食費が消えたというに等しい物価上昇が続いているんですよということです。

米の額は62.8%上がっています。もちろん、米作農家にとっては販売価格が上がったということで、収入が増えたという側面もあるんですけども、消費者にとっては本当に大変なんです。伸び率は10月、62.3から0.5ポイント拡大したと。1971年以来、過去最大、2024年の新米で肥料や輸送費の上昇分が転嫁され、価格が高止まりしていると報道されています。生鮮食品を除く食料は4.0%上がったと。これはですね、やはり東京の数字というのは、皆さん御承知のように、全国の先行指標というふうに言われていますから、これが全国に広がってくるということの意味していて、本当に大変な状況だなということを改めて感じます。

さらに、最低賃金が、この間上がったというふうに言われていますけれども、ことし9月の働く人1人当たりの現金給与の総額は、前の年の同じ月と比べて2.8%増えたんですが、物価の上昇に賃金の伸びが追いつかず、実質賃金は2か月連続でマイナスです。実質賃金がプラスになったのは、過去3年間で2か月だけです。

だから、何回も御紹介していますけども、1996年をピークに実質賃金は下がり続けていると。30年間ほぼ横ばい、あるいは下降ということになっているわけです。その結果、日本の1人当たり平均賃金は、世界、OECD諸国の、先進国ですね、38か国中25位まで落ち込んでいます。おおむねアメリカの半分、ドイツの7割という水準で、韓国にも1人当たり賃金は抜かれているという状況です。

特に子育て世帯にとっては、食費が大幅に上がっていることは、本当に深刻な事態を生んでいると言われています。乳幼児の世帯ではミルクを薄めて飲ませたというような、笑えないというか、本当に深刻な話がニュースで報道されていました。給食費の無償化は待ったなしという課題ではないかというふうに思うんですね。

ですから、町長は財源の問題をいつも言われるわけですがけれども、やはり冒頭で町長が言われたように、いわゆるユニバーサルサービスの基本というふうに言われているわけですから、そうであれば、多くの自治体で、県内でも川棚町をはじめ、無償化の自治体が増えてきていますし、是非佐々町でも、小学校までの無償化というのは可能ではないかと。2,500万円という数字は大変大きい数字ですがけれども、何とかやりくりできない数字ではないのではないかとこのように思うのですが、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

おっしゃる意味はよく分かるわけでございます。今から寒さが入ってきて、物価上昇とエネルギーの高騰ということが心配されるわけでございまして、なかなか厳しいことになるのではないかと。

しかし、この前、永田議員も御存じのとおり、11月の内閣府の地方創生推進室から私どもに、11月20日付で事務連絡があって、重点支援地方交付金というのについて、今後、令和6年度ですね、今議会があつていますが、補正予算が編成されるというお話をお聞きしておりまして、その国会において審議をされるということをお話もお聞きしていますので、現時点ではいろいろな活用事例があると思っていますけど、いろんなことが今各省庁から通知を参考に、我々も有効に活用できるようにしたいということで、ある程度の金額というのは示されていますので、現時点でどれくらい来るのか、ちょっとはつきりは分からないわけですが、やはり国の交付金の規模も勘案しながら、事業のメニューといいますか、先ほどお話がありましたように学校給食費の支援も含めて、町全体の事業メニューというのは、やはり全体でできるかどうかと、調整・検討はさせていただきたいと考えておりますので、どうぞ御理解をいただければと思っていますので、よろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

政府も、景気対策ということも含めて、あるいは物価上昇対策ということも含めて、そうした交付金の増額も、もう閣議決定はされていますから、そういった意味では、増額されるということは間違いないというふうに思うんですね。で、メニューとしては、学校給食費の無償化に活用できるというふうに、私は考えるというふうに思うんですね、考えているんです。

そういう点でも、是非もうこの時点で、緊急避難的にでも、当初、当面3年間、当面2年間ということで始めても、いずれにしても全体が、国がそういったものに対して補助を続けると

いうことは、続けざるを得ないような状況というのは続いているわけですから。そういった意味では、先の見通しが明るいわけではないんですけどね、財政的には、決して明るいとは言いませんけれども、給食費の無償化というのは、実現の可能性はあるというふうに考えて、是非詰めた検討をお願いしたいということを申し上げて、次に行きたいと思います。

2番目は、就学援助制度の拡充について。これは前回質問でも申し上げて、認定基準の改善として、1.3倍基準での支出予測はどの程度かということのを改めて伺いたい。

もちろん、生活保護基準が引き下げられて、いわゆるその1.3倍の元の母数の1が小さくなっているわけですが、しかし本町の場合は、平成28年度ですか、引き下げられる前の数字をベースにして計算していますから、そういった意味では、その数字で1.3倍にしたときにどうということになるのかということです。

それで、今申し上げましたように、全国の7割の自治体が1.3倍で、県内でも21自治体中9自治体が1.3倍ということになっています。佐々町の就学援助の援助率は15.68%で、佐世保市よりも低いんですね。佐世保市は18.8%、長崎市が20.35%、五島市が23.8%ですから、そういった意味では、都市部・田舎は問わず、決して援助の基準以上の世帯が多いということだけではなくて、まだ利用していないところも多いというふうに思うんですけども。ただ、これが1.3倍になれば、確実に増えていく部分についてはあるのではないかと。確かに就学援助の費用については、国や県からの補助が削減されておりますので、負担は大きいわけですが、しかし条例としてきちんとつくっているわけでありますから、そういった意味では、この基準での改善を求めたいというふうに思います。

まず、その1.3倍基準での支出予測というのがされておれば、まず数字をお聞かせいただきたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今御質問がありました就学援助の制度でございますけど、本町では平成31年度から、認定の基準というのを生活保護基準の1.2倍ということにしまして、その結果、平成30年度に比べて、就学の支援認定数が8%ほど増加しているところでございます。

令和5年度末までに約220人の方の認定数となっております、生活保護の基準の1.3倍へ拡大した場合は、前回の改定と同程度と推定、仮定をすれば、約20人程度増えるのではないかと、240人程度になるのではないかと、今試算をしているところでございまして。また、県下の状況としましては、1.2倍が8市町村で、1.3倍が10市町村という状況でございまして、やはり今、永田議員がおっしゃったように、他市町村等の状況を踏まえながら、町としまして、改めて検討させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

この問題も、先ほどの学校給食とその根っこは同じなんですよね。要するに義務教育無償化ということと、それからいわゆる低所得世帯への支援ということですから、当然学校給食無償化になる。

ただ、こういう世帯にもやっぱり物価上昇は来ているわけですよ。物価上昇は来ているから、本来、生活保護基準というのは上げないといけないわけですね。もうこれまでの生活ができな

くなるわけですよ、生活保護の基準が上がらないと。要するに、これまで100円で買えたものが、108円かかるようになっていくわけですから。だから、要するに買えるものが減るというのは、当然はつきりしているわけですね。そこを保障するというのが生活保護ですから、その生活保護基準を上げないといけません。

ただ、実際に日々の生活の中では、負担増にはなっているんです。就学援助の費用は大体1人当たり、ざっくりした計算で、七、八万円になるのかなという気がするんですね。ですから、20人ぐらい増えるということであれば、150万円程度の増というのが妥当な数字ではないかなというふうに思うんです。

ですから、そういった意味では、ここは1.3倍にするということについては、費用がそんなにかかるわけではない。ただ、制度としては非常に重要な制度だというふうに思っておりまして、修学旅行だとか、それから卒業のアルバム代だとか、一つ一つの費用がかなりやっぱり学校にかかるわけです。こういったものを保障していこうということであつてつくられてきている制度でありますし、過去の事例ですけれども、以前ありました長崎市の隣の香焼町というところでは、全ての子どもさんを就学援助の対象にするという施策がとられて、財源の問題もあつたんでしようけれども、給食費やあるいは修学旅行費を全額無償にするという取組も、自治体の単独の取組としてやられてきたという経緯などもあります。

ですから、子育て支援という点では、本当に重要な施策の一つではないかというふうに思いますし、費用もそんなにかかるわけではない、他市町との比較で見ても、そんなに突出するわけでもない。そういった状況を考えると、1.3倍にするということについては、是非積極的に推進いただきたいということを申し上げたいと思うんです。改めて、町長、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
今、先ほどの御質問、答弁をさせていただきましたけど、やはり、今、子育て支援の中にももちろんこれは入るわけでございますけど、やっぱり財源的にどうするのかということもありますので、他市町の状況といいますか、これもよく踏まえまして検討させていただきたいというのが、今言える本音でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）
他市町の状況ということですが、本町の子どもたちの状況についてですね、要するに子育て環境の厳しさということについては、どのようにお考えですか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）
もちろん準要保護関係で、やはり皆さん方の生活というのは苦しいというのは、我々も認識しているところでございまして、それをどうにかして差し上げたいというのも考えてございますので、それは十分よく協議させていただいて、検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

町長も今もおっしゃったんですが、いわゆるその準要保護という用語はできるだけ使わないようにしようと、就学援助で統一しましょうということも申し上げております。いわゆる準要保護、保護に準ずるという言い方だと、やはり申請する側にちゅうちょが生まれるということもあるので、適用になる方は積極的に活用してほしいということを進めていただきたいということも含めて、御理解いただくということでもありますので、積極的に進めていただくことを重ねて求めたいというふうに思います。

次の問題です。子ども医療費の無償化の問題です。

子ども医療費の無償化については、昨年ですか、県への要望を行った際に、町長のほうから是非この乳幼児、18歳未満の子どもたちの医療費は無償なんだけれども、それを現物給付もやってきたけども、さらに、月に800円の2回までですか、負担があると、これについてはゼロにしようではないですかということを、知事に対しても要望されたわけですね。

これは非常に重要なことだというふうに思っていて、既に全国的に見ると、群馬県などでは県単位で無償化が実現しておりますし、県内でも、川棚町が一部負担を廃止したということが報道されています。佐々町では、この取組についてはどのようにしようとお考えなのか、その後の検討状況等々について伺いたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど永田議員がおっしゃったように、前回、令和5年9月の議会、定例会のときですか、一般質問の折に、乳幼児の医療費の無償化について、県知事要望の要望事項とするということでお答えをしたわけでございます。

ことしの2月に県知事要望を行いまして、県の回答としましては、やはり医療費の助成制度というのは、国の責任において整備すべきものだと考えておりまして、全国一律の新たな医療費助成制度の創設について、国に対して強く要望していくという回答がございました。

現在、子どもの医療費助成事業につきましては、乳幼児と高校生世代の医療費助成事業のみが今、県の補助事業ということ、補助対象ということになっておりまして、小中学生の医療費助成については、今、町の単独事業と、御存じのように単独事業となっておるわけでございます。

先ほど申しました乳幼児の医療費の無償化と合わせまして、ゼロ歳児から高校世代まで一貫して県の補助対象となるように、引き続き県に要望していかなきゃならないんじゃないかと思っていますし、そのほか、年に2回ほど開催されます県の「福祉医療制度検討協議会専門分科会」においても、医療費の助成制度の見直しを求めていきたいと考えておりますので、どうぞ御理解をいただければと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

担当課のほうで分かればですけども、いわゆる一部負担、1回800円の2回、月2回までと

いうこの一部負担金を完全に無償化した場合、佐々町として、持ち出しはどれぐらい増えるのかということを伺いたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

乳幼児から高校生までの自己負担を全額無償化すると、1,900万円ほどの負担になります、町としてはですね。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

この1,900万円もですね、川棚町も同規模ですから、そんなに変わらないのではないかなと思うんです。佐々町のほうが、少し子どもの数が多いかなというふうに思うんですけれども。そういった意味では、そんなに小さい額ではないと思っています。

ただ、先ほど言われた政府の交付金などもですね、様々な活用の使途の中には、こういったものに活用するということは十分可能だというふうに思いますし、そういう点では、検討すべき課題ではないかと。

要するに町は県に要望するし、県は国に要望すると。じゃあ国がやらなかったら、ずっとやらないということになるのかと。なかなか、国が、本当に多額の教育予算や子育て予算を組んでいていけば、そんなことは私も要求、質問しなくてもいいんじゃないかなというふうに改めて思うわけですが、実際には、まだまだ教育予算は、前回は紹介したように3兆円のままですよ。大学の授業料、これからまた値上げすると言っているわけですからね。

それで、片一方で、かつては軍事費と教育費とおなじだったですよ。年間、3兆円程度の軍事費、3兆円程度の教育予算だった。軍事費は、1.6倍、2.6倍に上がりました。8兆円ですよ。教育費は3兆円のまま。結局こういう政治がずっと続いている限りは、国民のところには、ここはなかなか回ってこないねっていうのが実感なんです。

それで、もちろん、それは町の責任だ、町の責任だって、町だけ責めるつもりは全然ありません。しかし、そうじゃなくて、やはり町民の暮らしを守っていくという中で、病気のときにお金がなくてというのは、大変切ない話なんです。それで、ちょっとした風邪とかそういうときに、1回800円のお金をやっぱり払うっていうのは、なかなか大変だというふうに思うんです。だから、何とかちょっとした熱やったら我慢しようっていうことにもなるし。でも、子どもの医療費については、やっぱり全額無償にするっていう、まあお考えはね、町長がそのことについても旗を振っておられたわけですから、そのことについて、お考えは一緒だと思うんですけれども、この子ども医療費の無償化っていうのは、まさに「住むなら さざ」という、その一つのキャッチフレーズのシンボリックなテーマではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

検討はどういうふうに進めるのか。まあ刻んででもね、例えば小学校入学まで、小学校、中学校、高校と、テンポ、ステップ踏みながらでもね、やっぱり一部負担無償化というのはやっていくべきではないだろうかというふうに思うのですが、お考えをお伺いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変難しい質問でございます。完全無償化っていうのを、我々はやはりやるべきだということは、もともと県のほうにも言っているわけございまして、これも先ほどのユニバーサルサービスといいますか、やはり子どもたちの支援をするためには、医療費は完全無償化するのが本当だということでお話ししているわけでございますけど、これを我々だけでやるというのはなかなか難しく、やはり県のほうでやっていただきたいというのが、我々の目標でございます。県は国に要望するというお話でございました。

しかしながら、我々が単体でこれやっていくというのは、なかなか厳しいのではないかと考えています。まずはそういうことで、引き続き、県に対しても強く要望していきたいということで考えていますので、御理解いただければと考えています。大変、回答にならなくて、すみません。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

4 番。

4 番（永田 勝美 君）

大変しつこい話なんですけれども、話というか、要望なんですけど、先ほど申し上げたように、段階的にでも実施できないのかということについては、是非、3歳児、小学校上がるまで、小学校まで、中学校まで、高校までと。高校生ぐらいになると、意外とあんまり病気しないということもあるので、あれなんですけども、特に小さいお子さんの場合が、本当に深刻なんですよね。

子どもさんが小さければ、親御さんも相対的に若いですし、若くて、今はやはりまだそれでもね、まだ年功賃金ですから、若いお母さんお父さんのところだと、やっぱり所得も全体的に低いわけですよ。だから、就学援助では残念ながら医療費は無料になりませんから。要するにここはもう医療は医療で、単独でやっぱり援助しないといけない。そもそもそういうことで、乳幼児医療費の無料化って始まったわけなんですけども、これをやっぱり完成させるには、一部負担をなくさんといかんということは、もう当たり前だというふうに私は思います。是非このことについては、更なる検討を求めたいというふうに思います。

続いて、負担増支援の関係ばかりの話なので恐縮なんですけど、保育児童の負担軽減の問題で、これも前にも質問しているんですけど、保育料が無償化になって、3歳児から無償化になったんですが、副食費の分だけは、その負担が残っているんですね。5,000円を越したんですね。金額も5,000円ちょっとになっているというふうに思うんですけど、そもそも保育児童の給食費についてはどのように考えるのかと。

実質的には、義務教育に近いものではないかなというふうに私は思っておりまして、多くの子どもたちが保育所・幼稚園に通っておられます。町内の保育関連施設の定数が、私が調べたところでは636人ぐらいというふうに、いわゆる幼稚園も含めて、4施設の定数がそれぐらいかなというふうに思います。そういう点では、多くの子どもさんが保育所・幼稚園に通っているというふうに思うので、ここの副食費について、どういうふうに考えていくのかと。

既に、近隣のまちでは平戸市が無償にされているという資料がありましたけれども、大体費用はどれぐらいかかるのか、町としては、今後どういうふうにしていこうとお考えなのかということなど、費用については担当課のほうが分かるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

費用については、担当課のほうにお答えさせていただきたいと思っておりますけど、現在、副食費については、町内の保育施設で、4園で統一した価格ということで、4,800円を徴収しているわけでございます。前回、6月定例会で、保育料の無償化を含めたところで、佐々町における子育て支援施策の全体の見直しを行いたいということで、お答えをしていたと思っております。

その後の検討状況でございますが、第3期のこども・子育て支援事業計画を本年度に策定するに当たりまして、子育て世帯を対象としましたアンケート調査を実施いたしましたところ、アンケート結果については、現在、集計・分析作業を行っているところでございますが、計画策定に向けて子ども子育て会議を開催しながら、それからアンケートの結果をお示ししながら、佐々町の子ども・子育ての支援の施策に対する御意見等をいただく予定にしております。

副食費とか、それから保育所保育料の無償化を含めた新たな施策、そのほかの現在の子育て支援について施策の見直しを行うということで、計画を策定したいと思っておりますけど、本計画について総務厚生委員会での御報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたしますと思っております。

回答になるか、ならないか分からないですけど、そういうことでよろしくお願いいたしますと思っていますので、回答させていただきます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

今、副食費につきましては、3歳から5歳までの乳幼児に対して、副食費の徴収をしているところなんですけども、この方たちの副食費を無償化した場合、人数は今、令和5年度実績ベースで計算しておりまして、今徴収している人数が、実績が365人になります。この方たちを無償化とすると、2,100万円ほどの金額が試算で出ております。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

365人というふうにお答えいただいたんですが、これはいわゆる低所得世帯については、減免もあっているということで理解してよろしいんでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

年収360万円未満の方と第3子以降は免除となっておりますので、それ以外、除いた方たちの人数が365人ということになっております。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番（永田 勝美 君）

はい、分かりました。おっしゃられたように、状況が、やはりこの副食費のことも、本当になかなか切実なんですよね。子どもさんがおられて、保育所に預けていると。2歳児と1歳児を預けていて、上のお姉ちゃんだったんですけど、その方は来年から保育料が無償化になるというので、大変喜んでおられるわけです。だから、副食費については、そういった意味では、今まで万の単位で払っていたのが4,800円で済むということで、安くなったという理解でおられる方も多いんです、実はね。

でも、そういう問題じゃなくて、もともと保育料がゼロ歳児から必要なのに、その分についてやっぱりなかなか、そういう補助が行かないという問題なんかもあるし、そもそも保育と給食というのは、半分義務教育で、保育料についても、その範囲ではないかという考え方も当然あるのではないかと。もちろん、町の子育て会議や、そういったところでの検討というのを踏まえてということでもありますけれども、町長のほうでも、是非この問題といいますか、子育てについて費用の軽減を図る、そういった世帯に対する様々な支援を行うという、特に若年世帯に対する支援というのは、本当にやっぱり大変、今、本当に必要だというふうに思っています。

ですから、そういう支援を是非やっていくということが、今求められているのではないかと。

要するに、かつて私たちの世代で考えると、高度成長の時代でしたから、その高度成長の時代は要するに、今日よりもあしたの給料が高くなる、生活が楽になるだろうという、そういう期待もあり、一定、実現もしてきたわけですよ。

しかし、現実には1980年代からですよ、9、10、1、2ですから、40年近く給料は上がっていないんですよ、そんなに。大体1985年ぐらいから、実質賃金というのは、ほぼ横ばいできているというふうに言われています。だから、失われた30年と言うけれども、実は40年近く上がっていない。

当時、アメリカではどういうことが言われていたかということ、親の世代よりも子どもの世代が貧しくなる、こんな国にしてはならないというのが、アメリカのキャッチフレーズだったんです。アメリカはその当時、1950年代にアメリカは物すごい好景気で、すごい資産をため込んだ時期だったんですね。高貯蓄も進んだ。それで、要するに親の世代は、戦後、いわゆる戦勝国でしたから、アメリカは独り勝ちの時代がずっと続いたんですね。

しかし、その世代を過ごしたときのその子どもたち、ちょうど私たちの世代なんですが、その世代が親の世代と同じような経済の享受はできないと、親の世代より貧しくなってきたというのが、当時アメリカで言われていました。アメリカって大変だなと思って私は聞いておったんですが、実はそのことを今、私たちの子どもの世代が、私たちよりも貧しいという時代が来ているんだということを、やっぱり考えないといけない。要するに、この若い世代が、未来に希望を持って働いていけると、そういう時代をつくっていくためには、町としてできることは、やっぱり積極的にやろうじゃないですかということと呼びかけたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

我々は、1ドル360円時代に育って、がむしゃらに仕事をしてきた時代でございまして、今は少子高齢化ということで、かなり子どもさんが減っているということで、子育て支援というのは重大なことで、やはりいかにして子どもさんを増やしていくのかというのが、我々の国の命題でもございますので、我々としましては、全体的にこれも、保育児童の負担軽減というのは取り組まなければいけないと。取り組まなきゃいけないことがたくさんあるわけでございます。

しかしながら、なかなか財政的についていけないということがありますので、我々としみしても、こういうことは取捨選択しながらやらざるを得ないということで、国のほうも今度大きな補正予算を組んで、低所得者世帯の支援とか、それから子育て世帯の支援とかをやる方向で、今やっているそうでございますので、それを見据えて我々としみしても、子どもさんの保育児童の負担軽減については、よく考えてやっていきたいと思っていますし、第3期のこども・子育て支援事業の中でも、それをうたっていききたいと思っていますので、御支援をいただければと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

それでは、今の問題も是非、引き続き検討を求めたいというふうに思います。

次に、総務厚生委員会の報告でも述べましたが、し尿収集運搬手数料、いわゆるくみ取り料金の引上げについてなんですけども、これが来年から、今の予定でいくと、21%ほど上がるということになります。

今、物価高の中で、本当に大変な生活不安が広がっているという中で、町として、このし尿運搬くみ取り料、し尿くみ取り料金ですね、運搬料金じゃなくて、くみ取り料金について何らかの緩和措置、支援措置というのはできないのだろうか。今なかなか、こういう制度というのは、なかなかないのかなというふうに、私も見つけきらなかったんですけども、現実にはやっぱり大体、世帯当たり年間1万円ぐらい上がるということになるのかなというふうに思っています。そういった意味では、まず影響額と、それからその対応についてどうなのかということについて、お伺いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今回のし尿のくみ取り料金の改定につきましては、収集運搬業者のほうから、近年の原油価格の高騰に伴いまして、燃料費をはじめ、人件費、事業に要する諸経費の上昇ということで、事業経営の維持管理、維持継続するためには必要という要望がありまして、令和元年度以来の6年ぶりに改定されるというものでございまして、今回の改定料金につきましては、18リットル当たり45円の引上げになっているということで、議員の御指摘のとおり、20%を超える大幅な引上げということで、事業者側の経営、事業継続のために必要なことは理解するところでございますけど、利用者の皆様方の負担増については、私も大変心苦しく思っているところでございまして。この料金の改定について、町は何らかの緩和策とか支援策ということで、今お話があったところでございますけど、現下の物価高騰等の厳しい経済情勢の中で、苦しい住民生活というのは、し尿のくみ取り槽の世帯に限ったものではないということで、我々は考えているところでございまして、そのため、今回のし尿のくみ取り料金の改定、引上げされたということに伴いまして、当該のくみ取り槽の世帯に対してのみの支援というのは、公的になかなか厳しいのではないかと、難しいのではないかと今考えているところでございまして。したがって、物価高騰等で逼迫する住民生活の支援ということで、これまでも、永田議員も御存じのように、国の住民税の非課税世帯を対象とした給付金とか、定額減税とか、臨時交付金を活用した商品券の配布事業とかもございまして、その方法、方策で、なるべく広く行き渡るように実施されるべきだということで考えていますので、御理解をいただければと思っていますので、

で、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

今、し尿くみ取りの世帯というのは全体の1割程度ですかね。そういった意味では、その世帯だけにとということなんですが、考え方は下水道料金だとか、あるいは合併槽だとか、そういったところも考え方は同じだというふうに思うんですけども、ただ、私も、そのし尿運搬、くみ取り料金が上がるということについて業者からの要請については、それはもう飲まざるを得ないというか、それはもうしょうがないというふうに思っているんですけども、それはもうやむを得ないと思っているんですけども、やはりここに、全般的な対応というだけじゃなくて、個別に困っている事例などがあれば、是非拾って、支援する方式というのを考える必要があるんじゃないだろうかということだけ申し上げておきたいと思います。

それでは、ちょっと時間が押してまいりましたので、移動支援の問題はちょっと飛ばしまして、国保の均等割の減免について、とりわけ国保の均等割の減免について、いわゆる未就学世帯の国保の均等割減免が、なぜ実施できないのかと。

今年度の補正も、減額補正になっていますから、そういった意味では、お金は何とかあるんじゃないかと、いつも思うんですけども。均等割の減免で100万円かからないんですよ。未就学児童が1人当たり幾らで取られる均等割の半額を今補助していると、その半額は国が出していると。残りの4分の1、4分の1を県と自治体で持つというふうになっているかというふうに思うんですけども。残りの半分の分を、本来これも国がやるべきものだというのに、町長の論理から言うとそうなんですけども、実際にその部分の費用というのは、本当に僅かなんですよ。これがなぜできないんですかっていうことを聞きたいんです。

前、町長が国民健康保険運営協議会の理事長もされていたってということもあって、立場上、できないのかなというふうにも思ったんですが、どうなのかなということをやっと伺いたいのですけど。

議長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、永田議員から御質問がありました未就学児の均等割軽減については、令和4年度から国が全国一律の制度として公費を投入しながら、被保険者間の公平性を確立された上で、保険税の負担軽減を図るという趣旨で制度改正が今なされて、実施されているわけでございます。

私も、子育て世帯の負担軽減を図るということは、大変重要であるということは考えているわけでございますけど、これは自治体が独自に取り組むべきではなくて、やはり、何回も言いますが、国の財源措置を含めた、全国的な統一した制度で実施すべきものではないかということを考えているところでございますので。現状、子どもの均等割の軽減につきましては、対象が未就学児、それから軽減額も5割ということになっているわけでございますけど、軽減額の拡大と、それから財源措置、それから対象範囲の拡充について、制度として整備されるべきではないかと、されるべきものであるということで、今後もあらゆる機会を通じて、町としましても国のほうに要望をしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）
4番。

4 番（永田 勝美 君）

これはとりわけ重視するのはね、やはり今、国の実施理由という中で言われた、被保険者間の公平を期すということなんですよ。もう何回も言っておりますから、国保については、いわゆる一般の被用者健保と比べると、単身世帯などでは倍ぐらい違うと、高いわけですね。

それで、その高い理由の中に、平等割と均等割があると。いわゆる世帯当たり幾ら、1人当たり幾らという保険の、税金のかけ方をされていると。一般の被用者健保の場合は、所得割だけなんです。所得割は九.何%ですか、ちょっと高いですけど、佐々町の国保の場合は6.9%ですかね。だから、その程度で、そういった意味では所得割は安いんですよ、佐々町の場合はね。よそはもっと高いんですけど。でも、均等割と平等割がかかってくるから、均等割に至っては、子どもでも2万3,000円かかるわけですから、もちろん減額はありますけどね。そういった意味では、本当に被保険者間の公平という点では、本当に不公平なものの典型みたいなものだというふうに私は思っています。

そういう点でも、そこに、未就学児童ということだけに限定されたものではあるけれども、これに国が補助をするという制度をつくったことそのものは、大変意義が大きいというふうに思っています。これはやっぱり保険制度ですから、まさに全国民を対象にした保険制度ですから、極めて重要な制度だと。それが一歩進み始めたということがあって、ここをやっぱり加速してほしいという思いがあるわけです。それは一人ね、子どもさんたちだけの問題じゃないんです。全ての町民が一度は国保を通るんですね。大体定年になって、後期高齢者までの間は国保ですから、国保の時代には全部均等割がかかってきます。

だから、均等割をなくしたいというのが、もともと私は願いであるわけです。なくしたいわけですけども、しかし、それに向かうやっぱり一番大きな一つの突破口だと私は考えてまして、そういった意味では、町で対象になる子どもさんというのは数十名ですよ。数十名で、しかも金額にしたら100万円行かないわけですよ。だから、それは町が、やっぱりそういう立場について、取組としてやるべきだと。それは過去においてもみんなそうですよね。給食費についてもそうだし、それから子ども医療費についても、佐々町は国県がやるべきものを先んじてやってきたわけです。やってきて、それを国県が追いかけてくれたというのがあるわけですから、これはやっぱり是非やるべきではないかというふうに思っています。

そのことだけとりあえず申し上げて、最後の質問ですが、きこえの支援の問題ですね。これも3回続けてしておりますけれども、どうするのかということです。検討の結論を出させていたきたいというふうに、この間、前回の議会です、9月ですから、あれから2か月半しか経っていませんけど、制度設計をしていきたいというふうに、課長もお答えになりましたので。

まず、補聴器購入助成について、きこえの支援、補聴器購入助成について、検討状況についてお答えいただきたいと思います。

議長（淡田 邦夫 君）
町長。

町長（古庄 剛 君）

補聴器については、何度も永田議員のほうから御質疑があつておまして、販売会でも、いろいろな説明会が開催される時には、2日間で多いときは100名ほど来られるということでお聞きしておまして、やはり助成制度というのは、現在のところ、国とか県の助成制度がない、

補助制度がないわけですので、限られた財源の中で、町としては前向きに検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（松本 典子 君）

町長と同じ答弁になるかもしれないんですけども、先ほども話がありましたように、これについては国や県の補助制度等もありますので、限られた財源の中で、ほかの施策と優先順位をつけながら、財政部局とも相談しながら検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

4番。

4 番 (永田 勝美 君)

別に揚げ足を取るわけじゃないんですが、優先的な、優先度がかなり高いのではないかと思います。町長も御覧になったと思うんですけど、この間、長崎新聞でも報道されましたよね。要するに、いわゆる難聴が認知症の要因となるということが、ファクトが非常に高まってきたということだし、その認知症の治療に向けた予防ができるという可能性が高まってきたと、42%予防できるというのが「サイエンス」に発表されたというニュースがありましたね。

そういったのを見ると、まさに町長がいつも言われているように、難聴は医療対象なのだということなんですよ。それで、それをやっぱり費用がかかるから、耳がちょっと聞こえが悪くなったなと思っていても、病院に行かないし、検査も受けないし、補聴器を付けないというのが多いわけですね。進行してからかかると改善しないんですね。

そういう意味では、早めの治療というのが本当に決定的だし、早めの治療をしながら、かつ補聴器も、元に戻るというだけじゃなくて、補聴器で、要するに聞こえを維持するということ、要するに認知症だとかほかの病気の発生を予防していくということです。ですから、そういった意味では、医療費削減の問題とあわせても、あるいは認知症予防という、認知症は本当にかなりの割合の方がかかりますからね、だからそういった意味では、これを予防していくという上で、補聴器を普及するということは、本当に重要だということを思います。

私自身も、前に紹介しましたがけれども、高音部が聞こえないんですね、もう既に。それで、もう治らないんですかって言ったら、治りませんと。要するに、それは加齢に伴うものですよと言われました。がっかりしたわけですがけれども、結局、もっと早くに治療しておれば、改善の余地はあったかもしれませんというふうに言われました。

それで、実際に使っていれば、聞こえるのを使っていれば、そういう神経は、やっぱり更に発達するのかなという思いでおりますので、そういった意味では、緊急度は高いのではないかと。

既に検討するというふうに言われましたし、私の聞き違いだったかなと思って議事録調べたんですが、6月議会で、町長は令和7年度から実施をしたいというふうに1回おっしゃっているわけですから、是非それは、公約実現じゃないけど、
頑張っていただきたいというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

今、耳の聞こえというのは大変、コミュニケーションが少なくなったり、社会との関わりが減ったりすることで、認知機能に影響が出るという可能性があるということでお聞きをしております、やはり高齢、加齢性の難聴も出てくるということで、なかなか根本的な治療がないということでございますので、町としても、先ほど申しましたように、両耳で20万円台ぐらいの購入が多いということもお聞きしていますので、やはり町としまして、限られた財源の中で引き続き、前向きに検討させていただきたいと。どうするのかというのは、なるべく早く、町として判断をして、皆さん方にお示しはさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
4 番。

4 番（永田 勝美 君）

終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）
以上で、4 番、永田勝美議員の一般質問を終わります。
20分まで暫時休憩といたします。

（14時10分 休憩）

（14時19分 再開）

— 日程第7 一般質問（横田 博茂 議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、一問一答方式により、3 番、横田博茂議員の発言を許可します。
3 番。

3 番（横田 博茂 君）

皆さん、こんにちは。3 番、横田です。議長の許可を得て一般質問させていただきます。よろしく願いいたします。

佐々町では大型事業が進み、続々と完成していきませんが、それに伴い、今後しばらくは予算的に厳しい時期を迎えます。さらにこれから各施設の更新も予定されておりますが、そのような状況の中であることを理由に、行政サービスの低下につながるようなことがあってはなりません。なるべく費用を抑えながら、かつ町民の満足を得られる、町のかじ取りに期待を寄せるところです。

では、町立の保育所、第2保育所の件でお尋ねをいたします。

園児数は現在、ゼロ歳児から5歳児全てで102名だとお聞きしております。

先月、11月に、公立保育園の手ぶら登園という題材で、先進地の石川県かほく市に行きました。そこでメインの内容であった、おむつのサブスクの説明を受けたわけですが、ほかの便利な商品も紹介され、私はそれに着目しました。お昼寝時に使用する小さなベッドでした。現物を見て、手に取ってお話も詳しく聞いてきましたが、園児と保護者にも、園で働く職員たちにも便利な商品だと思いました。

デメリットを先に申し上げれば、新たに購入しなければならないというところです。何百人といえど導入も難しそうですが、102名のうち、手始めとして、仮に半数を対象と考えると、51名分となりますので、その分の費用がかかります。あとはベッドの片づけ場所の確保でしょうか。しかし、園に場所の確保さえできれば解決します。

次に、メリットとして、保護者側でいえば、敷布団を持ってこなくてよくなります。私も2人の子どもが在園中は布団を持っていきましたが、同時に2組持って行き、持ち帰っていました。しかも、雨の日になると、まずは子どもを連れていき、次に布団をと、二度三度の往復でしたのでごく大変でした。ベッドがあれば、専用の小さいカバーを用意してもらうだけです。簡単に洗えるので清潔に保てます。そのほかに、園としては布団の片づけが容易になります。商品はプラスチック製で軽く、また、寝るところは編み込まれた繊維状のもので弾力があり、少し沈むことで寝返りでのゴロゴロとすることがなく、睡眠の向上が期待でき、さらに床から少し浮くことで寒さ・暑さも低減されるといったものでした。

子どもの教育に関して、様々な施策を検討されていると思いますが、幼児期の眠りの質がよくなり、保護者の負担軽減はもちろん、職員の省力化が図れます。よって、三方よしで評判もよいとのことなので、佐々町でも検討する余地はありそうです。

付け加えますと、私は販売員ではありません。このような商品の導入について、どう思われますか。導入を考えてみてはいかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

現在、第2保育所では、園児の午睡用の布団については、各家庭で敷布団、それからシーツ、タオルケットを用意していただきながら、タオルケットとシーツは毎週、敷布団は毎月1回、持ち帰って洗濯していただくようになっているところでございまして、議員の提案されましたベッドにつきましては、先日、議会の先進地視察研修のかほく市にあります、8つの公立保育所で導入されているとお聞きをしておるところでございます。

このベッドは、組立てが簡単なベッドで、大きさは縦132センチ、横が58.4センチ、高さが15.2センチというほどのサイズで、床に直接布団を敷かず、背中に当たる部分はネット状になっているということでお聞きしておりまして、空気が通り、夏は涼しく冬は底冷えしないような仕様ということで、保護者はカバーのみを持ち帰るだけで済むようになるということで、また、収納も積み重ねができるということで、場所を取らないということをお聞きしております。

また、費用について、かほく市のほうへ問合せをいたしましたところ、1台当たり1万円程度ということをお聞きしておりますので、財源についてはコロナの交付金を活用されたということをお聞きしておりますので、このベッドについて第2保育所の保育士さんに意見を聞きましたところ、布団などの持ち帰りがなくなるということで、保護者の負担軽減になるのではないかと、それから嘔吐があった場合でも水洗いとか消毒が簡単にできるということで、感染症の予防ができるということで、夏は涼しく冬は暖かいってということで、睡眠の質の向上も期待できるということをお聞きしております。

一方で、保育室に収納場所がない、メンテナンスに費用がかかるといった意見もありました

が、かほく市さんに確認をしたところ、メンテナンスは特になく、収納もカートに積み上げて、部屋の隅とか、もともと布団の収納してあった場所に置いていくということをお聞きしたところでございます。

そのほか第2保育所からの意見としましては、まずは4・5歳児からの導入をしながら、可能であれば、お試し期間を設けたいという御意見がありましたので、そのような現場の意見と、それから保護者の負担軽減を踏まえまして、導入経費の課題もあります。今後すぐ研究をして、取り入れる方向で、我々としみしても研究をしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（横田 博茂 君）

前向きな御回答ありがとうございました。ちょっとびっくりしました。

次の質問に行きます。行政機関の配布物に関して、主として広報さざに関してお聞きします。

広報さざの企画・印刷・製本までを、令和6年11月より令和9年10月末まで、既に契約をされております。ほかにSNSでの提案などもあるとのことですが、月にして65万円、これが高いのか安いのかという類いの話ではありません。広報紙やチラシは必要なのですが、全世帯が本当に必要なのかという質問です。

年齢やその人の環境を選ぶことにはなりますが、佐々町のホームページでも、もちろんデジタル版が見られるようになっていきます。必要であればプリントもできる状態ですし、過去の広報さざの閲覧も可能です。

私の調べではありますが、紙媒体は不必要な方が若い世代で多くいます。必要な情報はネットで調べることが恒常化しているわけで、届いても見ないという人が多くいます。本当に不要であれば必要ないものですし、紙書類の廃棄が減り、SDGsの目標の一つでもある自然環境保全にもつながります。近年では、町内会の高齢化が進み、運営が難しくなっている中、町内会の役員や班長さんたちの事務的な負担軽減にもつながります。また、事務的な活動を余儀なくされることが、町内会加入者が減ってきている要因の一つとも考えられます。

現状、必要だとか不必要だとかの答えはありません。しかし、今後減らしていけるのかと考える必要はあります。考え方として、必要な方は役場や集会所、病院、スーパーなどでの入手や、行政の郵送物と合わせて配布する方法、LINEの公式アカウントを利用してアンケートを行い、必要・不必要とされる年代の調査など、いろいろ考えられてはいかがでしょうか。令和9年まで時間は十分にあります。これからを考え、先を見据えた取組の一つだと思います。検討する必要性を大いに感じますので、町としての見解をお聞きします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

広報さざにつきましては、各町内会の御協力をいただきながら、町内会加入の各世帯に配布を今行っているところですが、紙資料の配布以外におきましても、町のホームページに掲載しているほか、無料アプリ「マチイロ」や、12月号からはInstagramを活用いたしまして、広報紙電子版の配信を行うなど、行政資料のデジタル化に向けた取組を今進めているところでございます。

一方で、紙資料としての配布が必要な方、また不必要な方に対する配布の方法の差別化につ

きましては、紙資料による配布でなければ広報紙を御覧いただけない方も少なからずいらっしゃるということで、4,300世帯の各世帯の御意向を踏まえながら、発行部数を調整しながら、やはり各町内会への配布をするということは、従来とは別の視点におきまして、町内会の御負担を増やすことも想定されると考えております。

そのような中で、広報紙の目的といたしましては、町政とか町民サービスに関する情報を住民、町民の皆様適切にお届けするというのがございますので、やはり広報紙のイメージや見やすさの工夫を行いながら、デジタル配信の手段の多様化など、これまで以上によりよい形で、住民の皆様行政情報をお届けするように取り組んでまいりたいと思っております。今、SDGsでございますので、やはり紙を減らすことは努力をして今後ともまいりたいということでは思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（横田 博茂 君）

では、次の質問に入らせていただきます。佐々町の史跡や歴史的資料に関して、お聞きしていきたいと思います。

市ノ瀬窯跡の教育委員会のページの一文で「代々皿山の窯跡は佐々町の誇るべき史跡である」という紹介をされております。長崎県の文化財です。瀬戸の磁祖とされる加藤民吉が、2年から3年ほど修行された場所です。1年ほど前は木製の床材が悪く、立入りができないようでしたが、先日行ってきまして、完全に修復されているのを確認しました。

頻繁に手がかかるようなことではないのですから、状況を定期的に観察して、悪いようであれば早めに補修の手配をし、町全体の史跡保存に、より一層努めていただきたいと思います。

佐々町には観光資源は少ないのかもしれませんが、あるものを定期的に見に来る方は確実にいらっしゃいます。

まず、史跡の保存と管理に関して、町はどのような方針なのかをお聞きいたします。

議長（淡田 邦夫 君）
教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

現在、佐々町には県指定文化財が、3件、町指定文化財が11件あります。

そのほか、町の指定をしていない文化財も数多くあり、定期的に除草等を行い管理をしているところです。また、定期的に巡回し、補修が必要な箇所については、随時対応をしているところです。

しかし、議員御指摘のとおり、市ノ瀬窯跡の木製デッキについては、改修に時間を要したことにより、御迷惑をおかけしたことと思っております。申し訳ございません。

今後につきましても、定期的な巡回を強化し、早めの補修などの維持管理に努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（横田 博茂 君）

では、愛知県瀬戸市から佐々町に数回表敬訪問もされ、一般の方もツアーを組んでは、佐々

町や市ノ瀬窯跡を見学に何度も来ていただいています。応対はされているようですが、これに対し、一般の方の訪問はあるようですが、本町としての瀬戸市訪問はないようです。

行こうと思っても、行かなければ同じこと。訪問することがかなわないということは、考え方によっては、文化事業にはあまり関心がない町であるということをアピールしているようなもので、自治体同士の連携した、よい取組につながることもないでしょう。

本町は、市ノ瀬窯跡の本来の価値に気づいていないのではと、疑問にさえ感じてしまいます。瀬戸市への表敬訪問については早急にするべきです。町長は首長として、この件をどのように考えているかをお聞きいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

これは、確かに11月11日に、瀬戸の磁祖の「加藤民吉修行の足跡をたどるツアー」ということで、瀬戸市の副市長さんをはじめ十数人の方が、本町の市ノ瀬窯跡を見学においでいただきました。

瀬戸市は、磁祖であります加藤民吉さんの生誕250周年のイベントが、2021年度から現在も開催されておりまして、私も瀬戸市の訪問を考えておりましたが、ちょうど都合がつかなくて実現ができておりません。大変申し訳なく思っているところで、今後はやはり相互訪問といえますか、そういうことでやっていかなければならないと。

前、私の前の関町長さんが1回瀬戸市に訪れて、議員さん、誰とだったかな、行っておられまして、その時の話をお聞きしたことがございます。

令和4年、令和5年、令和5年の後半にも瀬戸市の市長さんがお見えになっておりまして、そういうことでいろいろ交流をしたわけでございまして、私も、市瀬に来られた、伊藤市長さんのときには皿山を案内して、ずっと世話したわけでございますけど、なかなか「今度、交流を図りましょう。」と、私も言ったものの交流を図れていないということは、大変残念で私も思っています。旅費は組んでいたんですけど、ちょうど時間が合わなくて、申し訳なく思っています。

今後はやはり、こちらに来ていただくだけでなく、私どもも、この加藤民吉が佐々町の磁祖で、佐々町で修行を3年、2年間か、されたわけでございますので、加藤民吉さんの神社も、向こうに加藤神社というのがあるそうでございますので、やはりそこにもお参りして、イベントもあるということをお聞きしていますので、瀬戸市訪問もやっていかなきゃならないんじゃないかと、やはり交流を図らなければならぬと思っていますので、皆さん方には今後とも御協力よろしくお願ひしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（横田 博茂 君）

では、今後、瀬戸市との文化交流など、友好的な取組を構築していく考えはないのでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほど私が申しましたように、瀬戸市で加藤民吉さんの250周年の生誕記念イベントが開催されておりますが、昨年の8月17日に加藤民吉のフォーラムがありまして「佐々と加藤民吉」というのが開催をされておりまして、本町からも講師として、御存じのとおり、郷土史家と陶芸家がお二人、参加をしていただいたところでございまして、また来年度、横田議員も御存じのとおり、国民文化祭が「ながさきピース文化祭2025」ということで、これは長崎で来年の秋に開催される予定になっておりますので、本町では、各町で地域文化発信事業というのをやらなければならないわけでございます。その中の一つとして「市ノ瀬窯跡と加藤民吉」ということで、佐々から瀬戸へということを題しながら、シンポジウムを今計画しているところでございます。

これは、そこで瀬戸市の美術館がありますので、講師として学芸員を招聘しながら、本町の郷土史家と、それから陶芸家の3人で、まだ決まっていらないんですけど、講演とか討論をしていただきたいということで予定をしております、やはり今後とも、先ほど申しましたように、瀬戸市と文化交流というのは、いずれかの形でも続けていく必要があるのではないかと考えておりますので、どうぞ御理解いただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

3 番。

3 番（横田 博茂 君）

可能であれば、古庄町長と一緒に、瀬戸市へ尊敬の念を持って訪問できればと思います。

では、次に行かせていただきます。

私の子どもの頃は、歴史資料館がありました。時代とともに廃止され、残念です。しかし、時代の流れですから、これは仕方がないことかもしれません。以前、同僚議員の質問で、歴史的資料の展示について聞かれたことがありました。重要な歴史的資料に関しては、公開はしていないが保管はしてあるとのことでした。また、新庁舎の一部分に展示してはどうかという質問にも、検討しますといった答弁だったと記憶しております。

教養という言葉調べてみますと「学問や知識をしっかりと身につけることによって養われる心の豊かさ」とあります。しっかりと学ぶためにも、心の豊かさを向上させるためにも、歴史的資料は公開し、町民に見せるべきではないでしょうか。

だからといって、資料館や博物館を造りましょうということではありません。館を持たない佐々町が、文化資源を気軽に親しんでいただくように、インターネット上で公開し、いつでもどこでも、無料で文化資源に親しんでいただけるよう、佐々町デジタル資料館でよいと思うわけです。

現在も、町のホームページの教育委員会内に画像が少しだけありはします。ただ、探しにくいことや、写真の画質、枚数など、問題があります。町ホームページをもっと活用し、内容の充実と、見やすさ、分かりやすさの充実を図ることによって、建物や場所など不要なデジタル資料館は誕生します。歴史的資料の保存と公開の観点から、投資費用も少なくできるデジタル佐々町歴史資料館を検討し、整備されてはいかがでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（井手 守道 君）

ホームページ上では、31の文化財を公開しておりまして、その主なものは史跡や有形建造物、有形美術工芸品になります。また、先ほどおっしゃいました旧郷土資料館に収蔵していた資料につきましては、平成30年3月26日付の前佐々町郷土資料館収蔵品保存方法検討委員会の2次答申に基づき、収蔵保存とデータ保存の整理を行い、町民の皆さんなどから収蔵品閲覧の申出があった場合は、速やかに対応できるようにしておるところでございます。

文化財は、町民皆様の共通の財産として大切に守り、後世に引き継いでいかなければならず、環境整備を行い、適切に保存していかなければなりません。そのためにも、議員御指摘のとおり、町民の皆様の興味・関心を高めるべく、また、いつでも簡単に文化財に親しんでいただけるように、ホームページなどを活用したデジタルコンテンツで公開していくことは意義があり、重要であると考えております。

しかしながら、先ほど申し上げました、旧郷土資料館収蔵品のデータを公開等をしていくためには、更に整理・調整が必要であり、相当量の労力・時間がかかるものと想定をしております。

まずは、現在ホームページで公開している文化財について、公開方法を工夫し、更新を進めたいと思います。その後になりますが、収蔵品については、データの整理方法や公開手法のほか、費用面についても研究させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

3 番。

3 番（横田 博茂 君）

では、最後の質問になります。

安定した納税を考え、それに期待する場合、地元企業をはじめ、町内業者にますます繁盛していただかなければなりません。以前に一般質問で、佐々町の特産品開発、例として、利用者数が減った農業体験施設を抱き合わせ、商品開発ができる施設づくりと、そこでの特産品の創出、あわせて町内商品のブランド力の向上・強化をしていかなばという質問をいたしました。しかし、その質問は個人的には不毛に終わった感があります。よって、今回は方向性を変え、提案型の質問をさせていただきます。

これからの時代は、いかに特化していくかです。特化できない、特色がない自治体はやがて衰退します。今回のテーマは石炭です。佐々町といえば、言わずと知れた炭鉱の町です。佐々町の歴史を踏まえた商品づくり、主として実効力のある食べ物でのまちおこしを提案します。

第1段階として、分かりやすい例で、石炭カレー、石炭ラーメンと、言わば黒い食べ物メインの展開となります。その後、第2段階で、食器類は皿山窯でできた陶器を使用していくことができると思います。

これを十分に計画し実行に移すためには、企画商工課を主体とした取組でもよいし、商工会でもよいのです。行政はまちおこしの重要な推進役として、資金、制度、計画立案、連携の面で助ける役割を果たしてもらい、行政が積極的に支援を行うことで、地域住民や企業、外部からの協力者が、安心してまちおこしに参加できる基盤が整うと考えています。

佐々町に求めたいのは、この取組を行う団体や町内事業者、または住民が主体的に取り組むまちおこし活動に対して、資金援助を行っていただきたいということです。

黙っていても税収は増えません。町のホームページより引用します。「佐々町は、大正から昭和初めにかけての炭鉱全盛期には、人口が2倍に膨れ上がるほどの勢いで急速に進展し、昭和16年1月には町制を施行して県下屈指の町となりました。」ここまで。歴史深い石炭を使って、

再度そのようなまちを目指すべきであり、予算的に厳しくなっていく今こそ、手を打っていくべきです。

今回、私は石炭と申し上げましたが、ほかにもテーマを決めれば、アイデアは多種多様に出てくると思います。町長、まずは皿山窯で焼いた陶器で、石炭カレーを一度食べてみたいと思われませんか。来年には選挙があります。若干、提案時期の悪さは承知しておりますが、最後に町長の回答を求めます。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

議員のおっしゃるとおり、本町というのは石炭の、炭鉱の町で発展して、今の町の発展の基礎となったのは炭鉱でございまして、とても重要な歴史の一部でありまして、町制70周年の時には、炭鉱の歴史をつづったDVDというのを制作して、今あると思いますけど、10年以上、現在に至るまで、それを見て我々もすごかったんだなということだと思っております。私も炭鉱時代は少しは覚えているんですけど、いろいろ年々少なくなっておりまして、炭鉱の歴史を知る人というのが、やはり少なくなっているということで、炭鉱があったことを知らない人もたくさん今いらっしゃるということだと思います。その歴史に再びスポットを当ててということで、佐々町をPRしていくということは、石炭を、先ほどお話がありましたように、モチーフにした特産品とか、特に食べ物を開発するということは、とても素晴らしいアイデアだと、私も思っております。

現在、町内にはたくさんの飲食店がありますので、石炭の黒をどうやって表現するのかというのはなかなか難しいし、厳しいというか、どう表現するのかと、それから味をどうするのかという研究というのが、やはり商工会とか皆さん方の御協力を得ながら完成してから、完成した暁には商品化を目指すということは、我々としてもやっていかなければならないのではないかと考えていますし、やはりふるさと納税も意識した商品開発もやっていかなければならないわけでございます。

今回、今、横田議員からいろんな石炭に関する商品づくりというものの、いろいろなアイデアというのが出ましたので、それが膨らむきっかけになるような研究はしていかなければならないと思っていますので、今後とも御協力をいただきますようお願いしたいと思っています。

我々も、何か佐々町の特産品というのは、やはりつくらなければならないということは考えていますので、今後とも御協力いただければと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
3 番。

3 番（横田 博茂 君）

石炭といえば火力と持続です。熱い気持ちと勢いを持って、努力していただきたいと思えます。

これで、私の一般質問を終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、3 番、横田博茂議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はお疲れ様でございました。

（14時52分 散会）